

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・公有水面埋立ての竣功認可	漁 港 漁 場 課
・道路の供用開始(3件)	道 路 維 持 課
・指定公金事務取扱者の指定	交 通 局
◎ 公 告	
・土地改良区の解散の認可	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業計画変更の決定	//
・測量の実施(2件)	建 設 企 画 課
・都市計画の案の縦覧	都 市 政 策 課
◎ 公安委員会規則	
○長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	交 通 企 画 課
○原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習に関する規則等の一部を改正する規則	運 転 免 許 管 理 課
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	刑 事 総 務 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 安 全 企 画 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室
◎ 監査委員公表	
・令和6年度普通会計定期監査(後期)及び財政援助団体等監査の結果の公表について	監 査 事 務 局

## 告 示

### 長崎県告示第150号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和7年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 埋立ての竣功認可年月日 令和7年3月14日

## 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名

名 称 対馬市  
 所 在 地 対馬市厳原町国分1441番地  
 代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜  
 代表者住所 対馬市厳原町国分1441番地

## 3 埋立ての区域

- (1) 位 置 長崎県対馬市美津島町芦浦字赤崎333番3から字フタツテ341番17に至る地先  
 (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおりに）  
 (3) 面 積 11,923.30平方メートル

## 4 埋立地の用途

漁港施設用地

## 5 埋立免許年月日及び番号

昭和54年10月25日付け長崎県指令54漁計許第72号

## 6 閲覧場所

長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

**長崎県告示第151号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 俵ヶ浦日野線	佐世保市庵浦町521番3地先から 佐世保市庵浦町524番1地先まで	令和7年3月14日

**長崎県告示第152号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	雲仙市国見町多比良丙字園田1077番1地先から 雲仙市国見町多比良丙字胡麻田1209番1地先まで	令和7年3月14日

**長崎県告示第153号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	南島原市北有馬町丙字茶屋谷4733番28地先から	令和7年3月14日

389号

南島原市北有馬町丙字茶屋谷4733番28地先まで

**長崎県告示第154号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、県営自動車使用料の徴収事務の委任（昭和39年長崎県告示第247号）、県営自動車使用料の徴収事務の委任（昭和45年長崎県告示第121号）及び県営自動車使用料の徴収事務の委任（昭和45年長崎県告示第310号）は、廃止する。

令和7年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

**【船車券等の販売委託業務】**

- 1 名称  
長崎県営バス観光株式会社
- 2 住所（所在地）  
長崎県長崎市大黒町3番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第2項に規定する乗合旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年8月13日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年8月13日

**【船車券等の販売委託業務】**

- 1 名称  
株式会社ゼンリン
- 2 住所（所在地）  
東京都千代田区神田淡路町2-101
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年8月21日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年8月21日

**【船車券等の販売委託業務】**

- 1 名称  
トヨタファイナンシャルサービス株式会社
- 2 住所（所在地）  
愛知県名古屋市西区牛島町6-1名古屋ルーセントタワー15階
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年8月28日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年8月28日

**【船車券等の販売委託業務】**

- 1 名称  
大分交通株式会社
- 2 住所（所在地）  
大分県大分市新川西一丁目3番15号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃

4 指定公金事務取扱者に指定した日

令和6年9月9日

5 指定公金事務取扱者に委託した日

令和6年9月9日

【船車券等の販売委託業務】

1 名称

長崎自動車株式会社

2 住所（所在地）

長崎県長崎市新地町3番17号

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃

4 指定公金事務取扱者に指定した日

令和6年9月9日

5 指定公金事務取扱者に委託した日

令和6年9月9日

【船車券等の販売委託業務】

1 名称

三重交通株式会社

2 住所（所在地）

三重県津市中央1番1号

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第2項に規定する貸切運賃及び貸切料金

4 指定公金事務取扱者に指定した日

令和6年9月13日

5 指定公金事務取扱者に委託した日

令和6年9月13日

【船車券等の販売委託業務】

1 名称

九州産交バス株式会社

2 住所（所在地）

熊本県熊本市西区上代四丁目13番34号

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第2項に規定する普通旅客運賃

4 指定公金事務取扱者に指定した日

令和6年9月13日

5 指定公金事務取扱者に委託した日

令和6年9月13日

【船車券等の販売委託業務】

1 名称

株式会社全旅

2 住所（所在地）

東京都中央区銀座八丁目13番1号

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第2項に規定する貸切運賃、貸切料金及び乗合旅客運賃

4 指定公金事務取扱者に指定した日

令和6年9月18日

5 指定公金事務取扱者に委託した日

令和6年9月18日

## 【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
宮崎交通株式会社
- 2 住所（所在地）  
宮崎県宮崎市松山一丁目1番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年9月19日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年9月19日

## 【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
島原鉄道株式会社
- 2 住所（所在地）  
長崎県島原市下川尻町72番地76
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年9月26日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年9月26日

## 【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
西日本鉄道株式会社
- 2 住所（所在地）  
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃及び回数旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年9月26日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年9月26日

## 【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
大分バス株式会社
- 2 住所（所在地）  
大分県大分市金池町二丁目12番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年9月26日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年9月26日

## 【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
西肥自動車株式会社
- 2 住所（所在地）  
長崎県佐世保市白南風町8番17号

- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃及び定期旅客運賃
  - 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年9月30日
  - 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年9月30日
- 【船車券等の販売委託業務】
- 1 名称  
株式会社JTB
  - 2 住所（所在地）  
東京都品川区東品川二丁目3番11号
  - 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第2項に規定する貸切運賃、貸切料金及び乗合旅客運賃
  - 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年10月1日
  - 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年10月1日
- 【船車券等の販売委託業務】
- 1 名称  
株式会社日本旅行
  - 2 住所（所在地）  
東京都中央区日本橋1-19-1
  - 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
  - 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年10月24日
  - 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年10月24日
- 【船車券等の販売委託業務】
- 1 名称  
西鉄旅行株式会社
  - 2 住所（所在地）  
福岡県福岡市中央区薬院三丁目16番26号
  - 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
  - 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年10月24日
  - 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年10月24日
- 【船車券等の販売委託業務】
- 1 名称  
名鉄観光サービス株式会社
  - 2 住所（所在地）  
愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号住友生命名古屋ビル
  - 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
  - 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年10月25日

- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年10月25日

## 【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
楽天トラベルサービス株式会社
- 2 住所（所在地）  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年10月28日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年10月28日

## 【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
株式会社農協観光
- 2 住所（所在地）  
東京都大田区平和島6-1-1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年10月28日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年10月28日

## 【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
東武トップツアーズ株式会社
- 2 住所（所在地）  
東京都墨田区押上一丁目1番2号東京スカイツリーイーストタワー
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年10月29日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年10月29日

## 【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
WILLER ACROSS株式会社
- 2 住所（所在地）  
東京都中央区京橋一丁目13番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年10月31日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年10月31日

## 【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
近畿日本ツーリスト株式会社
- 2 住所（所在地）

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年11月14日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年11月14日

【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
株式会社阪急交通社
- 2 住所（所在地）  
大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年12月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年12月1日

【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
株式会社読売旅行
- 2 住所（所在地）  
東京都中央区築地2-5-3
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第3項に規定する普通旅客運賃
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和7年1月27日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和7年1月27日

【船車券等の販売委託業務】

- 1 名称  
ベルトラ株式会社
- 2 住所（所在地）  
東京都中央区日本橋2-13-12日本生命日本橋ビル5階
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）第2条第2項に規定する貸切運賃及び貸切料金
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和7年2月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和7年2月1日

【県営万屋町駐車場の管理委託業務】

- 1 名称  
株式会社長南
- 2 住所（所在地）  
長崎県長崎市城栄町5番3号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
長崎県営交通事業駐車場条例（平成7年長崎県条例第39号）第4条第1項に規定する使用料
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年8月20日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日

令和6年8月20日

**公 告**

**土地改良区の解散の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和7年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 土黒土地改良区  
認可年月日 令和7年3月4日

**県営土地改良事業計画変更の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、正久寺地区県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業 畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画変更書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業  
畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）  
土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間  
令和7年3月14日から令和7年4月3日まで
- 3 縦覧場所  
平 日：諫早市役所農林水産部農地保全課  
土日祝日：諫早市役所本館1階管理室

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
新上五島町奈摩郷	令和7年3月14日から 令和7年9月14日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（宮長地区用地測量業務委託）を次のとおり実施する旨の通知があった。（変更）

令和7年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市宮津町	令和6年9月11日から 令和7年3月26日まで

## 都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和7年3月14日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

## 1 都市計画の種類

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路 3・4・101号 江戸町道ノ尾線

## 2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 長崎県長崎市大黒町及び西坂町

## 3 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎市役所

## 4 縦覧期間

公告の日から2週間

## 公安委員会規則

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

## 長崎県公安委員会規則第4号

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（車両通行止め、歩行者用道路等の交通規制の対象から除外する車両）</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により、車両通行止め及び歩行者用道路並びにこれらに関連した指定方向外進行禁止の交通規制から除外する車両は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害救助、人命救助、水防活動又は<u>消火活動</u>に使用中の車両</p> <p>(2) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、警備活動、交通の取締り、交通事故の捜査、交通規制又は交通整理に使用中の車両</p> <p>(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の<u>規定</u>に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車で、街頭演説又は街頭政談演説に使用中のもの</p> <p>(4) 略</p>	<p>（車両通行止め、歩行者用道路等の交通規制の対象から除外する車両）</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により、車両通行止め及び歩行者用道路並びにこれらに関連した指定方向外進行禁止の交通規制から除外する車両は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害救助、人命救助、水防活動又は<u>消火活動のため</u>使用中の車両</p> <p>(2) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、警備活動、交通の取締り、交通事故の捜査、交通規制又は交通整理のため使用中の車両</p> <p>(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車で、街頭演説又は街頭政談演説に使用中のもの</p> <p>(4) 略</p>

- (5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）で定める災害応急対策に使用中の車両
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく廃棄物の収集に又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく浄化槽の保守点検若しくは清掃に使用中の車両
- (7) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車の標章を掲出しているもの
- ア 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）で定める通常郵便物の集配又は電報配達に使用中の車両
- イ 略
- ウ 道路の維持管理又は道路の附属物、信号機若しくは道路標識等の設置若しくは維持管理に使用中の車両
- エ 法の規定に基づき車両移動保管関係事務の委託を受けた法人が行う違法駐車車両の移動に使用中の車両
- オ 裁判官が発する令状の執行に使用中の車両
- カ 報道機関が緊急取材に使用中の車両
- キ 急病人等に対する医師又はこれに準ずる者の緊急往診又は緊急手当に使用中の車両
- ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく感染症患者の収容又は感染症の予防活動に使用中の車両
- ケ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく臨検検査に使用中の車両
- コ 環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく公害等の調査のため使用中の車両
- サ 法の規定に基づく放置車両確認機関が行う確認事務に使用中の車両
- シ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく犬の捕獲に使用中の車両
- ス その他公安委員会が車両を通行させることが必要であると認めた用途に使用中の車両

- (5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策に使用中の車両
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の収集のため又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽の保守点検若しくは清掃のため使用中の車両
- (7) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車の標章（以下この条において単に「標章」という。）を掲出しているもの
- ア 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電報配達のため使用中の車両
- イ 略
- ウ 道路の維持管理又は道路の附属物、信号機若しくは道路標識等の設置若しくは維持管理のため使用中の車両
- エ 法に基づき車両移動保管関係事務の委託を受けた法人が行う違法駐車車両の移動に使用中の車両
- オ 裁判官が発する令状の執行のため使用中の車両
- カ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
- キ 急病人等に対する医師又はこれに準ずる者の緊急往診又は緊急手当のため使用中の車両
- ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症患者の収容又は感染症の予防活動のため使用中の車両
- ケ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく臨検検査のため使用中の車両
- コ 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく公害等の調査のため使用中の車両
- サ 法に基づき放置車両確認機関が行う確認事務に使用中の車両
- シ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲に使用中の車両
- ス その他公安委員会が車両を通行させることが必要であると認めた業務に使用中の車両
- 2 標章の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の通行禁止除外車両指定申請書により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。
- 3 標章の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 第2項の申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。
- (1) 当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証
- (2) 当該車両が第1項第7号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面
- (3) 当該車両が除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を明示する地図等
- 5 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。ただし、当該車両の構造上、前面の見やすい箇所に掲出することができないときは、標章を携帯しなければならない。
- 6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。

(通行禁止除外指定車の標章の申請等)

第5条の2 前条第7号に規定する標章（以下この条において単に「標章」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の通行禁止除外車両指定申請書により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証
- (2) 当該車両が前条第7号アからスまでのいずれかに該当することを疎明する書面
- (3) 当該車両が除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を明示する地図等

3 標章の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 公安委員会は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両が前条第7号アからスまでのいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

5 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。ただし、当該車両の構造上、前面の見やすい箇所に掲出することができないときは、標章を携帯しなければならない。

6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
- (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 標章の有効期限が経過したとき。

(2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。  
(通行を禁止されている道路の通行の許可)

第6条 令第6条第3号の公安委員会が定める事情とは、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

2 警察署長（以下「署長」という。）は、施行規則第5条第1項の規定による申請書の提出があったときは、許可の審査に必要な書面の提出を求めることができる。

3 署長は、歩行者用道路における通行の許可をしたときは、施行規則第5条第2項に規定する通行禁止道路通行許可証のほか、別記様式第3号の標章を交付するものとする。ただし、同標章を掲出することができない構造の車両については、この限りでない。

4 略  
(駐車禁止の対象から除外する車両)

第8条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止の規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの

ア 専ら郵便法で定める通常郵便物の集配又は電報配達に使用中の車両

イ 略

ウ 道路の維持管理又は道路の附属物、信号機若しくは道路標識等の設置若しくは維持管理に使用中の車両

エ 法の規定に基づき車両移動保管関係事務の委託を受けた法人が行う違法駐車車両の移動に使用中の車両

オ 裁判官が発する令状の執行に使用中の車両

カ 報道機関が緊急取材に使用中の車両

キ 急病人等に対する医師又はこれに準ずる者の緊急往診又は緊急手当に使用中の車両

ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく感染症患者の収容又は感染症の予防活動に使用中の車両

ケ 食品衛生法の規定に基づく臨検検査に使用中の車両

コ 環境基本法の規定に基づく公害等の調査に使用中の車両

サ 法の規定に基づく放置車両確認機関が行う確認事務に使用中の車両

シ 狂犬病予防法の規定に基づく犬の捕獲に使用中の車両

ス～ソ 略

(5) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの（オにあっては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同

(通行を禁止されている道路の通行の許可)

第6条 法第8条第2項の規定により、警察署長（以下「署長」という。）が行う通行の許可のうち、令第6条第3号の公安委員会の定めるやむを得ない事情とは、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

2 署長は、歩行者用道路における通行の許可をしたときは、施行規則第5条第2項に規定する通行禁止道路通行許可証のほか別記様式第3号の標章を交付するものとする。ただし、標章を掲出することができない構造の車両に係る標章の交付については、この限りでない。

3 略  
(駐車禁止の対象から除外する車両)

第8条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止の規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの

ア 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配又は電報配達に使用中の車両

イ 略

ウ 道路の維持管理又は道路の附属物、信号機若しくは道路標識等の設置若しくは維持管理のため使用中の車両

エ 法に基づき車両移動保管関係事務の委託を受けた法人が行う違法駐車車両の移動に使用中の車両

オ 裁判官が発する令状の執行のため使用中の車両

カ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両

キ 急病人等に対する医師又はこれに準ずる者の緊急往診又は緊急手当のため使用中の車両

ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症患者の収容又は感染症の予防活動のため使用中の車両

ケ 食品衛生法に基づく臨検検査のため使用中の車両

コ 環境基本法に基づく公害等の調査のため使用中の車両

サ 法に基づく放置車両確認機関が行う確認事務に使用中の車両

シ 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲に使用中の車両

ス～ソ 略

(5) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの（オにあっては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中

- 表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの
- イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの
- ウ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日見発第725号）第三・一（一）に該当する重度の障害を有するもの
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる1級の障害を有するもの
- オ その保護する児童等が色素性乾皮症にかかっていることにより、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく医療受給者証又は「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日見発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者
- カ アに掲げるもののほか、公安委員会が歩行困難と認める者
- 欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの
- イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの
- ウ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日見発第725号）第三・一（一）に定める重度の障害を有するもの
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- オ その保護する児童等が色素性乾皮症にかかっていることにより、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく医療受給者証又は「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日見発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者
- カ アに規定する者のほか、公安委員会が歩行困難と認める者
2. 前項第4号又は第5号に規定する標章の交付を受けようとする者は、同項第4号の標章にあつては別記様式第4号の除外車両指定申請書、同項第5号の標章にあつては別記様式第5号の除外車両指定申請書により除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。
3. 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じてそれぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。
- (1) 第1項第4号に掲げる車両に係る標章
- ア 当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証
- イ 当該車両が第1項第4号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面
- ウ 当該車両が除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を明示する地図等
- (2) 第1項第5号に掲げる車両に係る標章
- ア 標章の交付を受けようとする者が第1項第5号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面
- イ 標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証
4. 公安委員会は、第2項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る車両（第1項第5号に規定する標章を受けようとする者にあつては、当該標章の交付を受けようとする者）が第1項第4号又は第5号のいずれかに該

当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

- 5 第1項第4号又は第5号に掲げる車両に係る標章（以下この条において単に「標章」という。）は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。
- 6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
  - (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
  - (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。
- 7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。
- 8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。
  - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
  - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
  - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。
- 9 第1項第4号に規定する標章の様式にあっては別記様式第7号、同項第5号に規定する標章の様式にあっては別記様式第8号のとおりとする。

（駐車禁止除外指定車の標章の申請等）

第8条の2 前条第4号又は第5号に規定する標章（以下この条において単に「標章」という。）の交付を受けようとする者は、同条第4号に規定する標章にあっては別記様式第4号の除外車両指定申請書により、同条第5号に規定する標章にあっては別記様式第5号の除外車両指定申請書により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じてそれぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 前条第4号アからソまでに掲げる車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証

イ 当該車両が前条第4号アからソまでのいずれかに該当することを疎明する書面

ウ 当該車両が除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を明示する地図等

(2) 前条第5号に掲げる車両に係る標章

ア 標章の交付を受けようとする者が前条第5号アからソまでのいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証

3 前条第4号に規定する標章の様式にあっては別記様式第

7号、同条第5号に規定する標章の様式にあつては別記様式第8号のとおりとする。

4 公安委員会は、第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る車両（前条第5号に規定する標章を受けようとする者にあつては、当該標章の交付を受けようとする者）が前条第4号アからソまでのいずれか又は第5号に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

5 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。

6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

(2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 標章の有効期限が経過したとき。

(2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。

(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

（高齢運転者等標章の申請等）

第8条の3 略  
（自動車の牽引の許可）

第16条の3 施行規則第8条の5第1項の申請書は、長崎県警察本部交通部交通規制課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、許可の審査に必要な書面の提出を求めることができる。

（選任又は解任の届出）

第18条 略

2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 安全運転管理者等の住民票の写し、運転免許証の写し、旅券の写し又は個人番号カード（おもて面のみ）の写し

(2) 略

3 略  
（道路の使用の許可）

第28条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為に

（高齢運転者等標章の申請等）  
第8条の2 略

（選任又は解任の届出）

第18条 略

2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 安全運転管理者等の住民票の写し、運転免許証の写し、旅券の写し又は個人番号カード（おもて面のみ）の写し（副安全運転管理者の選任において、自動車の運転の経験の期間が3年以上の者として届け出る場合は、運転免許証の写し）

(2) 略

3 略  
（道路の使用の許可）

第28条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為に

あつては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。

(1)~(7) 略

(8) 交通の頻繁な道路において、寄附を募集し、又は署名若しくはアンケートを求めること。

(9) 交通の頻繁な道路に広告、宣伝等の宣伝物及び印刷物を散布し、又は交通の頻繁な道路において、通行する者にこれを交付すること。

(10) 略

(運転免許の申請等)

第35条 法第89条第1項に規定する申請、法第100条の2第5項に規定する再試験の申込み又は施行規則第18条の5に規定する限定解除審査(以下「技能審査」という。)の申請は、長崎県警察本部交通部運転免許管理課長(以下「運免課長」という。)を経由して公安委員会に行うものとする。ただし、法第89条第1項に規定する申請のうち、法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける者(同号に規定する特定失効者であつて法第105条の規定により運転免許(以下この章において「免許」という。)の効力を失った日から起算して3年を経過したもののうち、道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)附則第4条の規定の適用を受けるものを除く。)又は同項第5号の規定の適用を受ける者に係るものは、署長を経由して行うことができるものとする。

2 次の表の左欄に掲げる警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う同表右欄に掲げる申請(法第97条の2第3項の規定の適用を受けるものを除く。)は、前項本文の規定にかかわらず、その区分に従い、当該申請者の住所地を管轄する署長を経由することができるものとする。ただし、公安委員会が指定した申請については、当該申請場所を管轄する署長を経由することができる。

区分	申請内容等
新上五島警察署 壱岐警察署 対馬南警察署 対馬北警察署	<p>1 法第89条第1項に規定する申請のうち次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 普通自動車免許、大型特殊自動車免許、総排気量0.125リットル以下の普通自動二輪車に限り運転することができる普通自動二輪車免許又は普通自動車仮免許に係るもの</p> <p>(2) 法第97条の2第1項第1号又は第2号の<u>規定の適用</u>を受け、施行規則第24条に規定する技能試験を免除される者に係るもの</p> <p>2 <u>技能審査</u>の申請のうち、<u>中型自動車</u>(法第91条の規定により運転できる自動車)が、<u>車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満、乗車定員10人以下でオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車に限る中型自動車免許</u>であつて、当該条件のうち、<u>オートマチック・トランスミッショ</u></p>

あつては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。

(1)~(7) 略

(8) 交通の頻繁な道路において、寄付を募集し、又は署名若しくはアンケートを求めること。

(9) 交通の頻繁な道路に広告、宣伝等の宣伝物、印刷物を散布し、又は交通の頻繁な道路において、通行する者にこれを交付すること。

(10) 略

(運転免許の申請等)

第35条 法第89条第1項に規定する運転免許の申請、法第100条の2第5項に規定する再試験の申込み又は施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請は、次項に規定するものを除き、長崎県警察本部交通部運転免許管理課長(以下「運免課長」という。)を経由して公安委員会に行うものとする。ただし、法第89条第1項に規定する申請のうち、法第97条の2第1項第3号の適用を受ける者(同号に規定する特定失効者であつて法第105条の規定により運転免許証(以下この章において「免許証」という。)の効力を失った日から起算して3年を経過した者のうち、道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)附則第4条の適用を受けるものを除く。)又は同項第5号の適用を受ける者は、署長を経由して行うことができるものとする。

2 次の表の左欄に掲げる警察署の管轄区域内に住所を有する者が同表右欄に掲げる申請(法第97条の2第2項の規定の適用を受けるものを除く。)を行うときは、その区分に従い、当該申請者の住所地を管轄する署長を経由するものとする。ただし、公安委員会が指定した申請については、当該申請場所を管轄する署長を経由することができる。

区分	申請内容等
新上五島警察署 壱岐警察署 対馬南警察署 対馬北警察署	<p>法第89条第1項に規定する申請のうち<u>普通自動車免許、大型特殊自動車免許、総排気量0.125リットル以下の普通自動二輪車に限り運転することができる普通自動二輪車免許又は普通自動車仮免許に係るもの</u></p> <p>法第89条第1項に規定する申請のうち法第97条の2第1項第1号又は第2号の<u>規定の適用</u>を受け、施行規則第24条に規定する技能試験を免除される者に係るもの</p> <p>施行規則第18条の5に規定する<u>限定解除審査</u>の申請のうち、<u>中型自動車</u>(法第91条の規定により運転できる自動車)が、<u>車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満、乗車定員10人以下でオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車に限る中型自動車免許</u>であつて、</p>

	<p>ンに係る条件のみを解除するものに限る。)、準中型自動車(法第91条の規定により運転できる自動車が、車両総重量5トン未満、最大積載量3トン未満、乗車定員10人以下でオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車に限る準中型自動車免許であって、当該条件のうち、オートマチック・トランスミッションに係る条件のみを解除するものに限る。)、普通自動車及び大型特殊自動車に係るもの</p>		<p>当該条件のうち、オートマチック・トランスミッションに係る条件のみを解除するものに限る。)、準中型自動車(法第91条の規定により運転できる自動車が、車両総重量5トン未満、最大積載量3トン未満、乗車定員10人以下でオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車に限る準中型自動車免許であって、当該条件のうち、オートマチック・トランスミッションに係る条件のみを解除するものに限る。)、普通自動車及び大型特殊自動車に係るもの</p>
略		略	
<p>五島警察署 新上五島警察署 杵岐警察署 対馬南警察署 対馬北警察署</p>	<p>1 法第89条第1項に規定する申請のうち次のいずれかに該当するもの (1) 原動機付自転車免許及び小型特殊自動車免許に係るもの (2) 大型自動車仮免許、中型自動車仮免許、準中型自動車仮免許又は普通自動車仮免許の申請であって、法第97条の2第1項第4号の規定の適用を受ける者に係るもの (3) 令第34条の5第1号イ若しくはハ、第2号イ若しくはハ又は第5号に該当する者であって、法第97条の2第1項第1号又は第2号の規定の適用を受け、施行規則第24条に規定する技能試験及び施行規則第25条に規定する学科試験を免除される者に係るもの 2 技能審査の申請のうち長崎県警察本部長が定める技能審査合格証明書を有する者に係るもの</p>	<p>五島警察署 新上五島警察署 杵岐警察署 対馬南警察署 対馬北警察署</p>	<p>法第89条第1項に規定する申請のうち原動機付自転車免許に係るもの  法第89条第1項に規定する申請のうち原動機付自転車免許及び小型特殊自動車免許に係るもの  法第89条第1項に規定する申請のうち大型自動車仮免許、中型自動車仮免許、準中型自動車仮免許又は普通自動車仮免許の申請であって、法第97条の2第1項第4号の規定の適用を受ける者に係るもの  法第89条第1項に規定する申請のうち令第34条の5第1号イ若しくはハ、第2号イ若しくはハ又は第5号に該当する者であって、法第97条の2第1項第1号又は第2号の規定の適用を受け、施行規則第24条に規定する技能試験及び施行規則第25条に規定する学科試験を免除される者に係るもの  施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請のうち長崎県警察本部長が別に定める技能審査合格証明書を有する者に係るもの</p>
<p>3 施行規則第18条の2の3第1項に規定する技能検査(以下「技能検査」という。)の申請は、運免課長又は法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所(以下「届出自動車教習所」という。)の所在地を管轄する署長を経由して公安委員会に行うものとする。 (免許試験等の場所) 第36条 法第89条第1項の運転免許試験、技能検査、法第97条の2第3項の規定による確認、法第100条の2第1項に規定する再試験及び技能審査(以下「免許試験等」という。)は、長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許</p>		<p>3 法第89条第3項に規定する検査の申請は、運免課長又は法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所(以下「届出自動車教習所」という。)の所在地を管轄する署長を経由して公安委員会に行うものとする。  (免許試験等の場所) 第36条 法第89条第3項に規定する検査、法第97条に規定する運転免許試験、法第97条の2第2項の規定による確認、法第100条の2第2項に規定する再試験及び施行規則第18条の5に規定する限定解除審査(以下「免許試験等」とい</p>	

試験場（以下「試験場」という。）又は公安委員会が指定する場所において行うものとする。

2 略

（技能試験実施基準等）

第38条 施行規則第24条第1項に規定する技能試験は、別表第3の定めるところにより行うものとする。

2 法第97条の2第3項の規定による確認、技能検査、技能審査及び施行規則第28条の2において読み替えて準用する施行規則第24条第1項に規定する技能再試験（以下「技能再試験」という。）の実施基準は、別表第3に準じたものとする。

3 施行規則第24条第11項に規定する自動車の指定を受けようとするときは別記様式第35号の3の運転免許技能試験車両指定申請書により、当該指定の解除を受けようとするときは別記様式第35号の4の運転免許技能試験車両指定解除申請書により、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

4 公安委員会は、運転免許技能試験車両指定申請書を受理した場合において、当該車両が施行規則第24条第10項の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車であるときは、別記様式第35号の5の運転免許技能試験車両指定書を交付するものとする。

5 施行規則第24条第12項に規定する警察職員の指定その他技能試験を実施するために必要な事項は、長崎県警察本部長が定める。

（免許証の交付）

第41条 法第92条の規定による免許証の交付は、試験場又は第35条に規定する免許の申請等を行った警察署において行うものとする。

2 免許証の交付を受けたときは、別記様式第37号の運転免許証受領書を公安委員会に提出しなければならない。

（免許証の電磁的方法による記録及び電子署名）

第41条の2 公安委員会は、法第93条の2の規定により運転免許証（以下この章において「免許証」という。）の記載事項等を、免許証に電磁的方法により記録し、電子署名を行うものとする。

（免許の申請における暗証番号の申告等）

第41条の3 法第89条第1項に規定する申請、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請、法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請及び法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新の申請を行う者は、前条の電磁的方法による記録（以下「電磁的記録」という。）に付与する暗証番号を設定し、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申告するものとする。

（免許証の電磁的記録の暗証番号の照会等）

第41条の4 前条に規定する暗証番号を忘失等した場合は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に当該暗証番号を照会できるものとする。

2 電磁的記録の内容を確認する場合は、申請自動受付装置に暗証番号を入力して行うものとする。この場合において、暗証番号を3回誤って入力したときは、暗証番号を閉塞し、内容の確認ができないものとする。

う。）は、長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場（以下「試験場」という。）又は公安委員会が指定する場所において行うものとする。

2 略

（技能試験実施基準等）

第38条 施行規則第24条に規定する技能試験は、別表第3の定めるところにより行うものとする。

2 法第97条の2第2項の規定による確認、施行規則第18条の2の3に規定する技能検査、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査（以下「技能審査」という。）及び施行規則第28条の2の規定による技能再試験の実施基準は、別表第3に準じたものとする。

3 施行規則第24条第7項に規定する自動車の指定を受けようとするときは別記様式第35号の3の運転免許技能試験車両指定申請書によって、当該指定の解除を受けようとするときは別記様式第35号の4の運転免許技能試験車両指定解除申請書によって、運免課長を経由し、公安委員会に申請するものとする。

4 公安委員会は、前項の運転免許技能試験車両指定申請書を受理した場合において、当該車両が施行規則第24条第6項の表中に規定する免許の種類に応じた自動車の種類であるときは、別記様式第35号の5の運転免許技能試験車両指定書を交付するものとする。

5 施行規則第24条第8項に規定する警察職員の指定その他技能試験を実施するために必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

（免許証の電磁的方法による記録及び電子署名）

第40条の2 公安委員会は、法第93条の2の規定により免許証の記載事項等を電磁的方法によって記録し、電子署名を行うものとする。

（運転免許の申請における暗証番号の申告等）

第40条の3 法第89条第1項に規定する運転免許試験の申請、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請及び法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新の申請を行う者は、前条の電磁的方法による記録（以下「電磁的記録」という。）に付与する暗証番号を設定し、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申告するものとする。ただし、暗証番号を設定しない場合は、同番号を設定しない旨を申告しなければならない。

（免許証の電磁的記録の暗証番号の照会等）

第40条の4 前条に規定する暗証番号を忘失等した場合は、運免課長又は署長を経由して当該暗証番号を照会できるものとする。

2 電磁的記録による記載事項等の内容を確認する場合は、IC運転免許証記載内容確認装置に暗証番号を入力して行うものとする。この場合において、暗証番号を3回誤って入力したときは、暗証番号を閉塞し、記載内容の確認がで

3 前項の規定による閉塞を解除し、内容の確認ができるようになる場合は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(特定免許情報の記録及び電子署名)

第41条の5 法第95条の2第3項の規定により特定免許情報を電磁的方法により記録するときは、併せて電子署名を行うものとする。

(特定免許情報の記録の申請における暗証番号の申告等)

第41条の6 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請、法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定による免許情報記録の有効期間の更新の申請を行う者は、法第95条の2第2項第1号の免許情報記録に付与する暗証番号を設定し、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申告するものとする。

(免許情報記録の暗証番号の照会等)

第41条の7 前条に規定する暗証番号を忘失等した場合は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に当該暗証番号を照会できるものとする。

2 免許情報記録の内容を確認する場合は、申請自動受付装置に暗証番号を入力して行うものとする。この場合において、暗証番号を10回誤って入力したときは、暗証番号を閉塞し、内容の確認ができないものとする。

3 前項の規定による閉塞を解除し、内容の確認ができるようになる場合は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(免許保有状況変更の申請)

第41条の8 免許を現に受けている者のうち、免許証及び法第95条の2第4項の免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）を有する者が免許証又は免許情報記録個人番号カードを紛失した場合に免許の保有状況を変更しようとするときは、別記様式第37号の2の免許保有状況変更申出書（紛失等時）により、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

2 前項の規定により免許の保有状況を変更した者が、紛失した免許証又は免許情報記録個人番号カードを発見した場合において、当該発見を機に免許証及び免許情報記録個人番号カードを保有する旨を申し出たときは、別記様式第37号の3の免許保有状況変更申出書（発見時）により、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

きないものとする。

3 前項に規定する閉塞を解除し、記載内容の確認ができるようになる場合は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(免許証の交付)

第41条 法第92条の規定による免許証の交付は、試験場又は第35条の規定による運転免許の申請等を行った警察署において行うものとする。

2 免許証の交付を受けたときは、別記様式第37号の運転免許証受領書を公安委員会に提出しなければならない。

(臨時適性検査の通知等)

第42条 法第102条第4項に規定する臨時適性検査を行う場合において、同条第6項又は第107条の4第1項に規定する臨時適性検査の通知は、別記様式第38号の通知書により行うものとする。

2 法第90条第8項、第102条第4項又は第103条第6項に規定する適性検査の受検命令にあっては別記様式第38号の2の適性検査受検命令書により診断書を提出すべき旨の命令にあっては別記様式第38号の3の診断書提出命令書により

(免許証の記載事項の変更届出及び再交付の申請)

第42条 法第94条第1項(法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する免許証の記載事項の変更の届出は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

2 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。この場合において、免許証の即日交付の窓口で行うときは、申請用写真を添付することを要しない。

(特定免許情報の記録の申請)

第43条 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

2 施行規則第21条の2第3項の規定による申請用写真の添付は、免許証の即日交付の窓口において申請する場合は、これを要しない。

(免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請)

第44条 法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

2 施行規則第21条の9第3項の規定による申請用写真の添付は、免許証の即日交付の窓口において申請する場合は、これを要しない。

(免許証等の更新の申請)

第45条 法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定による免許証又は免許情報記録の有効期間の更新の申請は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

2 現に受けている免許に法第91条の規定により新たに条件(身体の障害によるものに限るものとし、眼鏡等及び補聴器の使用を除く。)が付される者が更新の申請を行う場合は、前項の規定にかかわらず、運免課長を経由して公安委員会に行うものとする。

3 第1項及び第2項の場合において、免許証の即日交付の窓口で行うときは、施行規則第29条第3項(第29条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請用

行うものとする。

3 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査を行う場合において、同条第6項の規定による通知を行うときは別記様式第38号の4の臨時適性検査通知書によって、診断書を提出すべき旨の命令を行うときは別記様式第38号の5の診断書提出命令書によって行うものとする。

4 公安委員会は、運転免許の取得又は継続に関し相談があった場合において、当該相談が終了し運転免許の取得等が可能であると判断したときは、別記様式第38号の6の安全運転相談終了書を交付するものとする。

(臨時適性検査の申出)

第43条 令第37条の7第1号に規定する臨時適性検査の申出は、別記様式第39号の臨時適性検査申出書によって行うものとする。

(免許証の記載事項の変更届出、再交付及び申請による取消し)

第44条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

2 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請及び法第104条の4第1項の規定による取消しの申請は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

3 免許証の再交付申請において、施行規則第21条第3項第3号の規定による申請用写真については、免許証の即日交付の場合はこれを要しない。

(免許証の更新の申請等)

第45条 法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定による免許証の更新の申請は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

2 現に受けている運転免許に係る免許証に法第91条の規定により新たに運転免許の条件(身体の障害によるものに限るものとし、眼鏡等及び補聴器の使用を除く。)が付されている者が更新の申請を行う場合には、前項の規定にかかわらず、運免課長を経由して公安委員会に行うものとする。

3 施行規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第30条の9第3項の規定による申請書への写真の添付は、免許証の即日交付の場合は、これ

写真の添付を要しない。ただし、当該申請を行う者が、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は法第103条第1項若しくは第103条の2第1項の規定により免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

- 4 公安委員会が法第101条の2の2第1項に規定する経路地公安委員会となる場合における法第101条第1項の規定による免許証又は免許情報記録の有効期間の更新の申請は、運免課長を経由して公安委員会に行うものとする。

(臨時適性検査の通知等)

第47条の2 法第102条第4項に規定する臨時適性検査を行う場合において、同条第6項又は第107条の4第1項後段の規定による通知は、別記様式第38号の臨時適性検査通知書により行うものとする。

- 2 法第90条第8項、第102条第4項又は第103条第6項に規定する適性検査の受検命令にあっては別記様式第38号の2の適性検査受検命令書により、診断書を提出すべき旨の命令にあっては別記様式第38号の3の診断書提出命令書により行うものとする。

- 3 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査を行う場合において、同条第6項の規定による通知を行うときにあっては別記様式第38号の4の臨時適性検査通知書により、診断書を提出すべき旨の命令を行うときにあっては別記様式第38号の5の診断書提出命令書により行うものとする。

- 4 公安委員会は、免許の取得又は継続に関し相談があった場合において、当該相談が終了し、免許の取得等が可能であると判断したときは、別記様式第38号の6の安全運転相談終了書を交付するものとする。

(臨時適性検査の申出)

第47条の3 令第37条の7第1号に規定する臨時適性検査の申出は、別記様式第39号の臨時適性検査申出書により行うものとする。

(申請による取消し)

第47条の4 法第104条の4第1項の規定による取消しの申請は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。この場合において、法第104条の4第1項後段の申出を免許証の即日交付の窓口で行うときは、施行規則第30条の7第4項の規定による申請用写真の添付を要しない。

(運転経歴証明書の交付の申請等)

第47条の5 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請及び同条第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請並びに施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請(以下この項において「交付の申請等」という。)は、別記様式第40号の運転経歴証明書交付申請書又は別記様式第41号の運転経歴証明書交付等申請書・再交付申請書・記載事項変更届出書に必要な事項を記載し、申請用写真を添付の上、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。ただし、試験場又は長崎県警察本部交通部運転免許管理課長崎運転免許センターにおいて交付の申請等をする場合は、申請用写真を添付することを要しない。

- 2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出及び施行規則第30条の15第1項の

を要しない。ただし、当該申請を行う者が、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は法第103条第1項若しくは第103条の2第1項の規定により運転免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

- 4 法第101条の2の2に規定する免許証の更新の申請は、運免課長を経由して公安委員会に行うものとする。

(運転経歴証明書の交付の申請等)

第45条の2 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付の申請及び施行規則第30条の13に規定する運転経歴証明書の再交付の申請(以下この項において「交付の申請等」という。)は、別記様式第40号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第41号の運転経歴証明書(再交付)申請書・記載事項変更届出書(登録票)に必要な事項を記載の上、申請用写真を添付し、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。ただし、試験場又は長崎県警察本部交通部運転免許管理課長崎運転免許センターにおいて交付の申請等をする場合には、申請用写真の添付を要しない。

- 2 施行規則第30条の12に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第41号の運転経歴証明書(再

規定による運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出は、別記様式第41号の運転経歴証明書交付等申請書・再交付申請書・記載事項変更届出書により、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

3 施行規則第30条の12第2項の規定による運転経歴証明書の返納は、別記様式第42号の運転経歴証明書返納届により、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

4 施行規則第30条の16第2項の運転経歴情報の抹消は、別記様式第43号の運転経歴情報抹消届により、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。  
(停止処分者講習)

第49条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受けようとする者は、免許の保留若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(運転免許取得者等教育の認定)

第60条 法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育の認定を受けようとする者は、届出自動車教習所にあつては運免課長を、その他のものにあつては交通企画課長をそれぞれ経由して公安委員会に申請するものとする。

別表第3 (第38条関係)

区分	内容
場内試験課題設定基準	大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、牽引免許、大型特殊第二種免許、牽引第二種免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験並びに大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験（普通仮免許にあつては、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号。以下「令和6年改正規則」という。）による改正後の施行規則第24条第1項に規定する技能試験並びにこれを準用する技能検査及び技能再試験の方法（以下「令和6年改正後試験方法」という。）におけるAT自動車（施行規則第23条の2第1号に規定するAT自動車をいう。以下同じ。）を使用する試験項目及び令和6年改正規則による改正前の施行規則第24条第1項に規定する技能試験並びにこれを準用する技能検査及び技能再試験の方法（以下「令和6年改正前試験方法」という。）による技能試験）
免許の種類	略
課題	略
曲線コースの走行	略
屈折コースの走行	略
坂道コースの走行（坂道における一時停止及	略

交付）申請書・記載事項変更届出書（登録票）により、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

(停止処分者講習)

第49条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受けようとする者は、運転免許の保留若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(運転免許取得者等教育の認定)

第60条 法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育の認定を受けようとする者は、届出自動車教習所にあつては運免課長を、その他のものにあつては長崎県警察本部交通部交通企画課長をそれぞれ経由して公安委員会に申請するものとする。

別表第3 (第38条関係)

区分	内容
場内試験課題設定基準	略
免許の種類	略
課題	略
曲線コースの通過	略
屈折コースの通過	略
坂道コースの通過	略

び発進を含む。)											
略		略									
令和6年改正後試験方法におけるAT自動車以外の自動車(以下「MT自動車」という。)を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目											
課題	免許の種類	普通第二種免許		普通免許		普通仮免許					
		普通第二種	普通第二種	普通	普通	普通	普通				
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上2回以下	1回以上2回以下	1回以上2回以下	1回以上2回以下	1回以上2回以下	1回以上2回以下				
	周回カーブ	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上				
	指定場所における一時停止	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上				
交差点の走行	右折・左折	それぞれ1回以上	それぞれ1回以上	それぞれ1回以上	それぞれ1回以上	それぞれ1回以上	それぞれ1回以上				
	信号通過	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上				
横断歩道の通過		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上				
踏切の通過		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上				
曲線コースの走行		1回	1回	1回	1回	1回	1回				
屈折コースの走行		1回	1回	1回	1回	1回	1回				
坂道コースの走行(坂道における一時停止及び発進を含む。)		1回以上2回以下	1回以上2回以下	1回以上2回以下	1回以上2回以下	1回以上2回以下	1回以上2回以下				
方向変換		1回	1回	二	二	二	二				
鋭角コースの走行		1回	二	二	二	二	二				
障害物設置場所の通過		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上				
走行距離(メートル)		1200以上	1200以上	1200以上	1200以上	1200以上	1200以上				
路上試験課題	免許の種類	大型第二種・中型第二種		普通第二種		大型・中型		準中型		普通	
		大型第二種	中型第二種	普通第二種	普通第二種	大型	中型	準中型	準中型	普通	普通

略		略									
路上試験課題	免許の種類	大型第二種・中型第二種		普通第二種		大型・中型		準中型		普通	
		大型第二種	中型第二種	普通第二種	普通第二種	大型	中型	準中型	準中型	普通	普通

題 設 定 基 準	略					
	場内 コース	略				
	鋭角コースの 走行	略				
	走行距離（メートル）	6,000 以上	6,000 以上	5,000 以上	5,000 以上	4,500 以上
	※ 普通免許及び普通第二種免許については、令和6年改正後試験方法におけるAT自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目並びに令和6年改正前試験方法によるものを示す。					
試 験 課 題 履 行 条 件	略					
	路上試験	路上試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。 1～10 略 11 実施上の留意事項 (1) 路端へ停車する際及び停止中（受験者の交代時を含む。）は、停車するための進路変更の合図の後であれば非常点滅表示灯をつけても差し支えないものとする。 (2) 略				
採 点 基 準	略					
	1～3	略				
	4	合図及び安全確認				
	減点細目	減点数		減点事項		
		路上	場内			
	略					
	安全不確認	10	10	法第33条第1項（停止を除く。）、法第36条第4項前段、法第37条の2第3項前段若しくは法第71条第4号の3に違反した場合又は安全確認が必要な場合に安全を確認しない場合		
	5～8	略				
	9	進路変更等				
	減点細目	減点数		減点事項		
路上		場内				
略						
進路変更違反(交差点)	10	5	法第25条第1項前段若しくは第2項前段、法第34条第1項前段、第2項前段若しくは第4項前段若しくは法第35条の2第1項前段若しくは第2項前段に違反した場合又は転回（環状交差点における転回を除く。）する直前に、左にハンドル操作をした場合			
略						
10	略					

題 設 定 基 準	略					
	場内 コース	略				
	鋭角コースの 通過	略				
	走行距離（メートル）	6,000 m以上	6,000 m以上	5,000 m以上	5,000 m以上	4,500 m以上
	略					
試 験 課 題 履 行 条 件	略					
	路上試験	路上試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。 1～10 略 11 実施上の留意事項  略				
採 点 基 準	略					
	1～3	略				
	4	合図及び安全確認				
	減点細目	減点数		減点事項		
		路上	場内			
	略					
	安全不確認	10	10	法第33条第1項（停止を除く。）、法第36条第4項前段、法第37条の2第3項前段若しくは法第71条第1項第4号の3に違反した場合又は安全確認が必要な場合に安全を確認しない場合		
	5～8	略				
	9	進路変更等				
	減点細目	減点数		減点事項		
路上		場内				
略						
進路変更違反(交差点)	10	5	法第25条第1項前段若しくは第2項前段、法第34条第1項前段、第2項前段若しくは第4項前段又は法第35条の2第1項前段若しくは第2項前段に違反した場合又は転回する直前に、左にハンドル操作をした場合			
略						
10	略					

11 歩行者保護等			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
略			
歩行者保護 不停止等	危	—	法第17条第2項、法第25条の2第1項、法第31条（ただし書を除く。）、法第38条第1項後段若しくは第2項若しくは法第71条第2号、第2号の2若しくは第2号の3に違反した場合又は横断歩道若しくは自転車横断帯のない場所における横断者の通行を妨げた場合
略			
12 略			
合格基準	<p>試験の成績は100点満点とし、<u>技能試験、技能検査及び技能再試験については免許の種類ごとに次に掲げる得点のものを合格とする。</u></p> <p>1 <u>第二種運転免許（令和6年改正後試験方法による普通第二種免許を除く。）に係る技能試験は、80点以上</u></p> <p>2 <u>令和6年改正後試験方法による普通第二種免許に係るAT自動車を使用する試験項目及びMT自動車を使用する試験項目は、それぞれ80点以上</u></p> <p>3 <u>第一種運転免許（令和6年改正後試験方法による普通免許を除く。）、準中型仮免許及び普通仮免許（令和6年改正後試験方法によるものを除く。）に係る技能試験並びに大型免許、中型免許、準中型免許及び令和6年改正前試験方法による普通免許に係る技能検査並びに準中型免許、令和6年改正前試験方法による普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験は、70点以上</u></p> <p>4 <u>令和6年改正後試験方法による普通免許に係るAT自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目並びにMT自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目は、それぞれ70点以上</u></p> <p>5 <u>令和6年改正後試験方法による普通仮免許に係るAT自動車を使用する試験項目は70点以上、MT自動車を使用する試験項目は60点以上</u></p> <p>6 <u>大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験は、60点以上</u></p>		

11 歩行者保護等			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
略			
歩行者保護 不停止等	危	—	法第17条第2項、法第25条の2第1項、法第31条（ただし書を除く。）、法第38条第1項後段若しくは第2項若しくは法第71条第2号から第2号の3までに違反した場合又は横断歩道若しくは自転車横断帯のない場所における横断者の通行を妨げた場合
略			
12 略			
合格基準	<p>試験の成績は100点満点とし、<u>免許の種類ごとに次に掲げる得点のものを合格とする。</u></p> <p>1 <u>第二種運転免許は、80点以上</u></p> <p>2 <u>第一種運転免許、準中型仮免許及び普通仮免許は、70点以上</u></p> <p>3 <u>大型仮免許及び中型仮免許は、60点以上</u></p>		

別記様式第2号を次のように改める。  
別記様式第2号（第5条の2関係）

(表)

署No. _____		
<b>通行禁止除外指定車</b>		
車両登録番号 _____	事業所名 _____	電話 _____
除外する区域 又は道路の区間 _____		
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで		
年    月    日		
長崎県公安委員会		印

- 備考 1 斜線部分の色は、黄色とする。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

<p><b>遵守事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 長崎県公安委員会が車両の通行を禁止した道路を通行するときは、自動車の前面の見やすい箇所に掲示すること。</li> <li>2 この標章は、指定した車両が除外する区域又は道路の区間を通行する場合にのみ有効である。</li> <li>3 除外する区域又は道路の区間を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行すること。</li> <li>4 交通法令を遵守することはもちろん、安全運転を励行し、交通事故の当事者にならないように留意すること。</li> <li>5 現場警察官の指示がある場合には、これに従うこと。</li> <li>6 有効期限を経過し、又は記載事項に変更が生じたときは、速やかに返納すること。</li> <li>7 標章を遺失し、又は紛失した場合は、原則として再交付しない。</li> <li>8 上記の遵守事項を守らない場合は、指定を取り消されることがある。</li> </ol>
---

別記様式第3号を次のように改める。  
別記様式第3号（第6条関係）

(表)

No. _____		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p><b>歩行者用道路通行許可車</b></p> </div>		
車両登録番号 _____	主たる運転者 氏 名 _____	電話 _____
許可する区域 又は道路の区間 _____		
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで		
_____ 年 _____ 月 _____ 日		
		警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span>

- 備考 1 斜線部分の色は、青色とする。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

<p><b>遵守事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通行禁止道路通行許可証に記載されている許可条件を厳守すること。</li> <li>2 この標章は、指定した車両が許可する区域又は道路の区間を通行する場合にのみ有効である。</li> <li>3 許可する区域又は道路の区間を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行すること。</li> <li>4 交通法令を遵守することはもちろん、安全運転を励行し、交通事故の当事者にならないように留意すること。</li> <li>5 登下校時間帯は、特別の事情がある場合を除き通行しないこと。</li> <li>6 有効期限を経過し、又は記載事項に変更が生じたときは、速やかに返納すること。</li> <li>7 標章を遺失し、又は紛失した場合は、原則として再交付しない。</li> <li>8 上記の遵守事項を守らない場合は、指定を取り消されることがある。</li> </ol>
--

別記様式第5号中 「 (身体障害者等使用車両) 」 を

「 (歩行困難者使用車両) 」 に、

「 (身体障害者) 」 を

「 (歩行困難者) 」 に、

「 [ ] 使用者 (身体障害者等) の障害程度 」 を

「 [ ] 使用者 (歩行困難者) の障害程度 」 に改める。

別記様式第7号を次のように改める。  
別記様式第7号（第8条の2関係）

(表)

<b>駐車禁止除外指定車</b>	署 No. _____
	発行日 年 月 日
<b>車両番号</b>	<b>使用中</b> <b>号</b>
運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり	
<b>有効期限</b>	年 月 日まで
<b>長崎県公安委員会</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span>	

- 備考 1 斜線部分の色は、緑色とする。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

<b>注意事項</b>
<p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 次のような駐車はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8)</li> <li>● 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)</li> <li>● 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)</li> <li>● 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)</li> <li>● 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)</li> </ul> </div> <p>2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</p> <p>3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。</p> <p>4 現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従ってください。</p> <p>5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。</p> <p>(1) 有効期限が経過したとき。</p> <p>(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。</p> <p>(3) 使用する必要がなくなったとき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>被交付者等(法人等については、当該法人等の所在地及び法人名等を記載)</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> </div>

別記様式第8号を次のように改める。  
別記様式第8号（第8条の2関係）

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <b>駐車禁止除外指定車</b> </div>	署 No. _____
(歩行困難者使用車両)	発行日    年   月   日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>使用中</b> </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>車両番号</b> </div>	
※ その他この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 ※ 紫外線要保護者使用車両の除外時間については、昼間（日の出から日没まで）に限る。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">                 運転者の連絡先／用務先                  別紙のとおり             </div>	
<b>有効期限</b> 年   月   日まで	
<b>長崎県公安委員会</b>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     印                 </div>	

- 備考 1 斜線部分の色は、緑色とする。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

**注意事項**

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

- 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
  - (1) 有効期限が経過したとき。
  - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
  - (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名



別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号（第9条関係）

（表）

許可番号 第 号	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">駐 車 許 可 証</div>	
登録（車両）番号	
駐 車 日 時	年 月 日 午（前・後） 時 分から 午（前・後） 時 分まで
駐 車 の 場 所	
駐 車 の 目 的	
用 件 先 等	
上記のとおり許可する。 年 月 日	
警察署長 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px; vertical-align: middle;"></div>	
取扱者（ ）	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列6番とする。

（裏）

<p>（遵守事項）</p> <p>次の遵守事項を守らない場合は、許可を取り消されることがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 許可された用務以外の目的で駐車しないこと。</li> <li>2 駐停車禁止場所及び法定の駐車禁止場所には駐車しないこと。</li> <li>3 駐車許可証は、駐車中車両の外部から見やすい場所に掲出すること。</li> <li>4 警察官の指示に従うこと。</li> <li>5 他の車両が駐車している場合は、できる限りその車両と前後の距離を離して駐車すること。</li> <li>6 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車しないこと。</li> </ol>
--

別記様式第35号の3及び別記様式第35号の5中「第24条第7項」を「第24条第11項」に改める。

別記様式第36号を次のように改める。  
別記様式第36号（第40条関係）

住所	長崎県公安委員会達第 号 年 月 日
	殿
	長崎県公安委員会 印
<b>合格の決定取消し通知書</b>	
<p>あなたが 年 月 日に受験した免許の試験の合格の決定を、道路交通法第97条の3第1項の規定により取り消したので、同条第2項の規定により下記のとおり通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
運転免許の種類	
免許証の番号	
理 由	
<p>この処分に不服がある方は、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（代表者は長崎県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。</p> <p>なお、行政事件訴訟法に基づき、この処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

別記様式第36号の2を次のように改める。  
別記様式第36号の2（第40条関係）

住所	長崎県公安委員会達第 号 年 月 日		
	殿		
	長崎県公安委員会 印		
<p><b>運転免許試験の受験停止処分通知書</b></p> <p>道路交通法第97条の3第3項の規定により、下記のとおり運転免許試験の 受験停止処分を決定したので、通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
処分の内容	受験停止	年 月 日から 年 月 日まで	日間
処 分 の 理 由			
<p>この処分に不服がある方は、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（代表者は長崎県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。</p> <p>なお、行政事件訴訟法に基づき、この処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>			

別記様式第37号の次に次の2様式を加える。  
別記様式第37号の2（第41条の8関係）

免許保有状況変更申出書（紛失等時）												年 月 日					
公安委員会殿																	
ふ り が な																	
氏 名																	
生 年 月 日												年 月 日					
紛失等の直前における 免許証及び免許情報記録個人番号カード 双方の保有の有無												有 ・ 無					
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち 紛失等したもの												免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード					
紛失等した理由																	
現 に 受 け て い る 免 許	免許証等の有効期間の末日																
	免許証番号											第 号					
	第一種 免許	二種 原		年 月 日									昭 和	平 成	令 和		
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 白 二	普 白 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	昭 和	平 成	令 和
	免許年月日・種類		第一種 免許	その他		年 月 日									昭 和	平 成	令 和
免許の条件		第二種免許		年 月 日									昭 和	平 成	令 和		
免許の条件																	

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
- 2 紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード双方の保有の有無欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれかの紛失等の直前において、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していた場合には「有」を、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していなかった場合には「無」をそれぞれ○で囲むこと。
- 3 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち紛失等したものを○で囲むこと。
- 4 現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等することなく現在保有する免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。
- 5 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証等番号（免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。）、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。
- 6 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を示す略語を○で囲むこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第37号の3（第41条の8関係）

免許保有状況変更申出書（発見時）												年	月	日														
公安委員会殿																												
ふりがな																												
氏名																												
生年月日												年	月	日														
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち 発見したもの												免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード																
現 に 受 け て い る 免 許	免許証等の有効期間の末日																											
	免許証等番号											第 号																
	第一種免許 <small>一</small> 小原											年	月	日	昭 和	平 成	令 和											
	免許の種類											大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	二	二	昭 和	平 成	令 和
	免許年月日・種類											大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	二	二	昭 和	平 成	令 和
第二種免許											年	月	日	昭 和	平 成	令 和												
免許の条件																												

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
- 2 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち発見したものの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか紛失等したものであるとして、紛失等に係る免許保有状況変更申出時に申出をしたもので発見したものを○で囲むこと。
- 3 現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等に係る免許保有状況変更申出後に発見した免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。
- 4 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証等番号（免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。）、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。
- 5 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を示す略語を○で囲むこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第38号を次のように改める。  
別記様式第38号（第47条の2関係）

	長公委（ ）第 号 年 月 日
住所	様
	長崎県公安委員会 印
<b>臨時適性検査通知書</b>	
道路交通法	に規定する適性検査を、下記のとおり実施します。
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、	
運転免許の	取 消 し の処分を受けることとなります。
	効力の停止
記	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	
備考 運転免許を受けた方がやむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は停止の処分を受けることはありません。	

別記様式第38号の2を次のように改める。  
 別記様式第38号の2（第47条の2関係）

	長崎県公安委員会達第	号
	年 月 日	
住所	殿	
	長崎県公安委員会	印
<b>適性検査受検命令書</b>		
道路交通法	の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命ずる。	
なお、この命令に違反し、適性検査を受けない場合は、		
運転免許の	拒否又は保留 取消し又は効力の停止 保留 停止	の処分を受けることとなる。
記		
適性検査を行う理由		
適性検査を行う期日		
適性検査を行う場所		
その他必要な事項		
備 考		
備考 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。		

別記様式第38号の3を次のように改める。  
別記様式第38号の3（第47条の2関係）

住所	長崎県公安委員会達第 年 月 日
	殿
	長崎県公安委員会 印
<b>診断書提出命令書</b>	
<p>道路交通法 の規定により、下記のとおり</p> <p>第18条の4第2項                  道路交通法施行規則 第29条の3第4項 に規定する要件を満たす医師の                  第29条の5第2項</p> <p>診断書の提出を命ずる。</p> <p>なお、この命令に違反し、診断書を提出しない場合は、</p> <p style="text-align: center;">拒否又は保留                  保 留                  運転免許の 取消し又は効力の停止 の処分を受けることとなる。                  停 止</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備 考	

備考 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。

2 道路交通法施行規則第18条の4第2項、第29条の3第4項又は第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。

別記様式第38号の4及び別記様式第38号の5中「第42条関係」を「第47条の2関係」に改める。

別記様式第38号の6を次のように改める。  
別記様式第38号の6（第47条の2関係）

## 安全運転相談終了書

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
相 談 終 了 日	
相 談 終 了 番 号	
相 談 受 付 窓 口	

今後、1年 6か月 以内に当公安委員会に対し、運転免許の申請又は運転免許証の更新の申請を行う場合は、本終了書を持参することをお勧めします。

長公委（運免）第 号  
年 月 日

長崎県公安委員会

別記様式第39号中「第43条関係」を「第47条の3関係」に改める。  
別記様式第40号中「第45条の2関係」を「第47条の5関係」に改める。

別記様式第41号を次のように改める。  
別記様式第41号（第47条の5関係）

運転経歴証明書交付等申請書・再交付申請書・記載事項変更届出書

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

長崎県公安委員会 殿

区 分			
<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 再交付（ <input type="checkbox"/> 亡失・滅失等、 <input type="checkbox"/> 旧経歴証明書有り） <input type="checkbox"/> 記載事項変更			
フリガナ 氏 名		生年月日 昭・平・令	年 月 日
住 所			
電話番号1		電話番号2	
個人番号カードの効力	有効 ・ 無効	性別	男 ・ 女



記載事項変更届	新フリガナ		新生年月日	性別
	新 氏 名			男 女
	新 住 所	市 郡		

申 立 書

私は、不正に再交付を受けて運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失・滅失した運転経歴証明書を発見した時には、速やかに返納しなければならないことは知っています。

さらに、不正に再記録を受けて運転経歴情報記録を行ったマイナンバーカードを2通持つことが禁止されていることや、亡失・滅失した運転経歴情報記録が記録されたマイナンバーカードを発見した時には、速やかに記録の抹消をしなければならないことは知っています。

これに違反しないことを申し立てます。

氏 名 \_\_\_\_\_

備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第41号の次に次の2様式を加える。  
別記様式第42号（第47条の5関係）

運転経歴証明書返納届

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

電話番号1		電話番号2	
-------	--	-------	--

登録されている内容

										年 月 日生							
カナ																	
氏名																	
通称名		旧姓															
免許証番号						免許情報記録番号											
交付年月日						記録等年月日											
交付公安委員会						記録等公安委員会											
有効期限		年 月 日まで有効				有効期限		年 月 日まで有効									
本籍																	
住所																	
免許の条件等																	
備考欄																	
二小原		他		二種													
免種	大型	中型	準中型	普通	大特	小特	原付	大二	中二	普二	大自二	普自二	大特二	けん引	けん引二	暗証番号	免許情報記録番号暗証番号
個人番号カードの効力		有効 ・ 失効															

備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第43号（第47条の5関係）

運転経歴情報抹消届

申請日 年 月 日

電話番号1		電話番号2	
-------	--	-------	--

登録されている内容

年 月 日生

カナ																	
氏名																	
通称名						旧姓											
免許証番号						免許情報記録番号											
交付年月日						記録等年月日											
交付公安委員会						記録等公安委員会											
有効期限	年 月 日まで有効					有効期限	年 月 日まで有効										
本籍																	
住所																	
免許の条件等																	
備考欄																	
二小原						他						二種					
免種	大型	中型	準中型	普通	大特	小特	原付	大ニ	中ニ	普ニ	大自ニ	普自ニ	大特ニ	けん引	けん引ニ	暗証番号	免許情報記録番号暗証番号
個人番号カードの効力	有効 ・ 失効																

備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第5条の次に1条を加える改正規定、第6条の改正規定、第8条の改正規定、第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に1条を加える改正規定、第16条の2の次に1条を加える改正規定、第35条第2項の表雲仙警察署島原警察署南島原警察署江迎警察署松浦警察署平戸警察署の項を削る改正規定、第38条第3項の改正規定（「第24条第7項」を「第24条第11項」に改める部分に限る。）、第38条第4項の改正規定（「第24条第6項」を「第24条第10項」に改める部分に限る。）、第38条第5項の改正規定（「第24条第8項」を「第24条第12項」に改める部分に限る。）、別表第3の改正規定並びに別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第5号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第10号、別記様式第11号、別記様式第35号の3及び別記様式第35号の5の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則の規定によりされている申請は、この規則による改正後の長崎県道路交通法施行細則の相当規定によりされた申請とみなす。  
 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第10号及び別記様式第11号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

**長崎県公安委員会規則第5号**

原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習に関する規則等の一部を改正する規則  
(原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習に関する規則の一部改正)

第1条 原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習に関する規則(平成4年長崎県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第6号に掲げる原動機付自転車免許を受けようとする者に対する一般原動機付自転車(以下「原付車」という。)の運転に関する講習(以下「原付講習」という。)の実施については、法、<u>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)</u>及び長崎県道路交通法施行細則(平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(原付講習の委託)</p> <p>第2条 原付講習は、<u>施行規則第38条の3に規定する者(以下「受託者」という。)</u>に委託して実施するものとする。</p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p>第3条 原付講習において指導に従事する者(以下「原付講習指導員」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(認定等の手続)</p> <p>第4条 受託者は、<u>原付講習指導員として認定を受けようとする者がいるときは、別記様式第1号の原付講習指導員認定申請書を長崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>公安委員会は、前項の場合において、原付講習指導員として認定したときは、別記様式第2号の原付講習指導員認定書を受託者に交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>受託者は、原付講習指導員を解任し、又は期間を定めて業務を停止したときは、別記様式第3号の原付講習指導員解任・業務停止届出書を公安委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(原付講習受講の申請)</p> <p>第5条 <u>施行細則第51条の規定による原付講習の受講の申請は、別記様式第4号の原付講習受講申請書を提出して行う</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第6号の規定に基づき、<u>長崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)</u>が行う原動機付自転車免許を受けようとする者に対する原動機付自転車(以下「原付車」という。)の運転に関する講習(以下「原付講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(原付講習の委託)</p> <p>第2条 <u>公安委員会は、法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)</u>第38条の3の規定により認めたる者(以下「受託者」という。)に原付講習の実施を委託するものとする。</p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p>第3条 <u>講習指導員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(認定等の手続)</p> <p>第4条 <u>講習指導員の認定等の手続は、次により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>受託者は、原付講習指導員として認定を受けようとする者がいるときは、別記様式第1号の原付講習指導員認定申請書に運転免許証の写しを添付して公安委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>公安委員会は、原付講習指導員として認定したときは、別記様式第2号の原付講習指導員認定書を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>受託者は、原付講習指導員を解任し、又は期間を定めて業務を停止させたときは、別記様式第3号の原付講習指導員解任・業務停止申請書により、公安委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(原付講習受講の申請)</p> <p>第5条 <u>原付講習受講の申請を行う者は、別記様式第4号の原付講習受講申請書を提出しなければならない。</u></p>

<p>ものとする。 (細目の委任) 第6条 この規則に定めるもののほか、<u>原付講習の実施に關し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。</u></p>	<p>(細目の委任) 第6条 この規則に定めるもののほか、<u>この規則を実施するため必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。</u></p>
--	--

別記様式第1号を次のように改める。  
別記様式第1号(第4条関係)

(表)

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

受託者名

### 原付講習指導員認定申請書

次の者について、原付講習指導員として認定していただくよう申請します。

認定を受けようとする者	本 籍						
	住 所						
	刀 舩 氏 名						
	年 齢	年	月	日生 ( 歳)			
現 に 受	免許証の番号	第	年	月	日	号	公安委員会交付
	免許情報記録の番号	第	年	月	日	号	公安委員会記録等
	免許種別	免 許	年	月	日	条件	
け っ て い る		.	.				
		.	.				
		.	.				
免 許		.	.				
		.	.				
		.	.				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

	年 月 日	記事
経 歴 の  概 要	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	備 考	

別記様式第2号を次のように改める。  
別記様式第2号（第4条関係）

第	号			
<b>原付講習指導員認定書</b>				
住 所				
氏 名				
年	月	日生		
上記の者を原付講習指導員として認定する。				
年			月	日
長 崎 県 公 安 委 員 会				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号中「原付講習指導員解任・業務停止申請書」を「原付講習指導員解任・業務停止届出書」に、「の解任・業務停止を申請します」を「について、解任・業務停止をしましたので、届け出ます」に改め、同様に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号備考を次のように改める。

備考 1 受講番号の箇所は、記入しないこと。

2 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部改正）

第2条 大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（平成6年長崎県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる大型自動車運転免許、中型自動車運転免許、準中型自動車運転免許、普通自動車運転免許、大型自動二輪車運転免許（以下「大型二輪免許」という。）、普通自動二輪車運転免許（以下「普通二輪免許」という。）、大型自動車第二種運転免許、中型自動車第二種運転免許又は普通自動車第二種運転免許を受けようとする者に対する講習（以下「取得時講習」という。）の実施については、<u>法、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>(講習の区分)</p> <p>第2条 この規則について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 準中型車講習 専ら貨物を運搬する構造の準中型自動車（以下「準中型貨物自動車」という。）の運転に係る悪条件下の運転、夜間の運転、危険の予測その他の準中型貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識並びに<u>高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速道路」という。）における普通自動車の安全な運転に必要な技能及び知識について行う講習をいう。</u></p> <p>(4) 普通車講習 普通自動車の運転に係る危険の予測その他安全な運転に必要な技能及び知識並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転に必要な技能及び知識について行う講習をいう。</p> <p>(5) 大型二輪車講習 大型自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能及び知識並びに大型自動二輪車の二人乗り運転に関する知識について行う講習をいう。</p> <p>(6) 普通自動二輪車講習 普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能及び知識並びに普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識について行う講習をいう。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(10) 応急救護処置講習 <u>応急救護処置に必要な知識及び技能について行う講習をいう。</u></p> <p>(取得時講習の委託)</p> <p>第3条 取得時講習は、<u>施行規則第38条の3に規定する者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。</u></p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 指導に従事する者は、次の各号に掲げる取得時講習の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）<u>第90条の2並びに第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う</u>大型自動車運転免許、中型自動車運転免許、準中型自動車運転免許、普通自動車運転免許、大型自動二輪車運転免許（以下「大型二輪免許」という。）、普通自動二輪車運転免許（以下「普通二輪免許」という。）、大型自動車第二種運転免許、中型自動車第二種運転免許又は普通自動車第二種運転免許を受けようとする者に対する講習（以下「取得時講習」という。）の実施について、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(講習の区分)</p> <p>第2条 この規則について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 準中型車講習 専ら貨物を運搬する構造の準中型自動車（以下「準中型貨物自動車」という。）の運転に係る悪条件下の運転、夜間の運転、危険の予測その他の準中型貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識について行う講習をいう。</p> <p>(4) 普通車講習 普通自動車の運転に係る危険の予測その他安全な運転に必要な技能及び知識並びに高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速道路」という。）における普通自動車の安全な運転に必要な技能及び知識について行う講習をいう。</p> <p>(5) 大型自動二輪車講習 大型自動二輪車の運転に係る危険の予測<u>その他安全な運転</u>に必要な技能及び知識並びに大型自動二輪車の二人乗り運転に関する知識について行う講習をいう。</p> <p>(6) 普通自動二輪車講習 普通自動二輪車の運転に係る危険の予測<u>その他安全な運転</u>に必要な技能及び知識並びに普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識について行う講習をいう。</p> <p>(7) 応急救護処置講習 <u>応急救護処置に必要な知識及び技能について行う講習をいう。</u></p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(取得時講習の委託)</p> <p>第3条 公安委員会は、<u>法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の3の規定により認められた者（以下「受託者」という。）に取得時講習の実施を委託するものとする。</u></p> <p>(講習指導員の資格要件)</p> <p>第4条 講習指導員には、<u>それぞれ次に定める資格要件を有する者をもって充てるものとする。</u></p>

- (1) 大型車講習 法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（大型自動車運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者であること。
- (2) 中型車講習 法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（中型自動車運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者であること。
- (3) 準中型車講習 法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（準中型自動車運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者であること。
- (4) 普通車講習 法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（普通自動車運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者であること。
- (5) 大型二輪車講習 法第99の3第4項に規定する教習指導員資格者証（大型二輪免許に係るものに限る。）の交付を受けている者であること。
- (6) 普通二輪車講習 法第99の3第4項に規定する教習指導員資格者証（普通二輪免許に係るものに限る。）の交付を受けている者であること。

- (7) 大型旅客車講習 法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（大型自動車第二種運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者であること。
- (8) 中型旅客車講習 法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（中型自動車第二種運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者であること。
- (9) 普通旅客車講習 法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（普通自動車第二種運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者であること。
- (10) 応急救護処置講習 公安委員会が応急救護処置の指導者に必要な能力を有すると認めたと者であること。

（受講時期、受講場所）

#### 第5条 略

- 2 取得時講習の実施場所は、準中型車講習（現に普通免許を受けている者に対する普通自動車を使用した講習に限る。以下この項において同じ。）及び普通車講習にあつては講習施設、一般道路（高速道路以外の道路をいう。以下この項において同じ。）及び高速道路で実施し、大型二輪車講習及び普通二輪車講習にあつては講習施設で実施し、大型車講習、中型車講習、準中型車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習にあつては講習施設及び一般道路で実施するものとする。

（取得時講習受講の申請）

- 第6条 施行細則第50条の規定による取得時講習の受講の申請は、別記様式の受講申請書を提出して行うものとする。

（細目の委任）

- 第7条 この規則に定めるもののほか、取得時講習の実施に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

- (1) 大型車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（大型自動車運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者
- (2) 中型車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（中型自動車運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者
- (3) 準中型車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者
- (4) 普通車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（普通自動車運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者
- (5) 大型自動二輪車講習（以下「大型二輪車講習」という。）の指導員は、法第99の3第4項に規定する教習指導員資格者証（大型二輪免許に係るものに限る。）の交付を受けている者
- (6) 普通自動二輪車講習（以下「普通二輪車講習」という。）の指導員は、法第99の3第4項に規定する教習指導員資格者証（普通二輪免許に係るものに限る。）の交付を受けている者
- (7) 応急救護処置講習の指導員は、公安委員会が応急救護処置の指導者に必要な能力を有すると認めたと者
- (8) 大型旅客車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（大型自動車第二種運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者
- (9) 中型旅客車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（中型自動車第二種運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者
- (10) 普通旅客車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（普通自動車第二種運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者

（受講時期、受講場所）

#### 第5条 略

- 2 取得時講習の実施場所は、準中型車講習（現に普通免許を受けている者に対する普通自動車を使用した講習）、普通車講習にあつては、講習施設、一般道路（高速道路以外の道路をいう。以下同じ。）及び高速道路で実施し、大型二輪車講習及び普通二輪車講習にあつては、講習施設で実施し、大型車講習、中型車講習、準中型車講習（現に普通免許を受けている者に対する準中型自動車を使用した講習）、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習にあつては、講習施設及び一般道路で実施するものとする。

（講習受講の申請）

- 第6条 講習受講の申請を行う者は、別記様式第1号の受講申請書を提出しなければならない。

（細目の委任）

- 第7条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するため必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

別記様式第1号を次のように改める。  
別記様式（第6条関係）

年 月 日  大 型 車 講 習 中 型 車 講 習 準中型車講習 <small>(普通枠)</small> 準中型車講習 <small>(普通枠)</small> 普 通 車 講 習 大 型 二 輪 車 講 習 普 通 二 輪 車 講 習 大 型 旅 客 車 講 習 中 型 旅 客 車 講 習 普 通 旅 客 車 講 習 応急救護処置講習(一) 応急救護処置講習(二)  長崎県公安委員会 殿	
申請者住所	市 丁目 郡 町
お氏名 生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先	自 宅 ( ) - 携 帯 電 話 ( ) -

受講申請書

- 備考 1 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（初心運転者講習及び再試験の実施に関する規則の一部改正）

第3条 初心運転者講習及び再試験の実施に関する規則（平成21年長崎県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第10号に掲げる初心運転者講習（以下「講習」という。）及び法第100条の2に規定する再試験の実施については、<u>法、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p><u>（実施機関）</u></p> <p>第2条 講習は、<u>法第108条の4第1項第2号の規定により長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した者（以下「指定講習機関」という。）が実施するものとする。</u></p> <p>（講習の通知等）</p> <p>第3条 公安委員会は、<u>法第100条の2第1項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」とい</u></p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第10号の規定に基づき長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う初心運転者講習（以下「講習」という。）及び法第100条の2の規定に基づき公安委員会が行う再試験の実施について、<u>必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（指定講習機関による講習）</u></p> <p>第2条 講習は、<u>公安委員会が指定した指定講習機関（法第108条の4の規定により公安委員会が指定する者をいう。以下同じ。）において行うものとする。</u></p> <p>（講習の通知等）</p> <p>第3条 公安委員会は、<u>法第100条の2第1項に規定する基準該当初心運転者に対し、道路交通法施行規則（昭和35年</u></p>

- う。)に対し道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の4第1項に規定する初心運転者講習通知書を送付して講習を通知するものとする。
- 2 前項の規定による講習の通知（以下この条において「講習の通知」という。）は、あらかじめ、講習の日時及び場所を指定して行うものとする。
- 3 公安委員会は、講習の通知を行おうとする場合において、基準該当初心運転者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する都道府県公安委員会に別記様式第1号の初心運転者講習移送通知書を移送するものとする。
- 4 公安委員会は、講習の通知を行ったときは、別記様式第2号の初心運転者講習受講予定者通知書により指定講習機関に通知するものとする。
- 5 講習の通知を行った後、基準該当初心運転者が当該免許を受けた日以後に上位免許を取得した場合は、別記様式第3号の初心運転者講習中止通知書により講習の中止を通知するものとする。この場合において、既に前項の規定による通知を行っているときは、速やかに中止の旨を当該指定講習機関に通知するものとする。  
（初心運転者講習の受講期間の特例）
- 第4条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第41条の2の規定により法第108条の3第2項の政令で定めるやむを得ない理由とされた施行令第37条の11第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次に掲げるとおりとする。
- (1)～(5) 略  
（再試験の通知等）
- 第6条 公安委員会は、基準該当初心運転者に対し施行規則第28条の3第1項に規定する再試験通知書を送付して再試験を通知するものとする。
- 2 公安委員会は、再試験を行おうとする場合において、基準該当初心運転者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する都道府県公安委員会に施行規則第28条の5の試験移送通知書を移送するものとする。
- 3 第1項の規定による再試験の通知（以下この項において「再試験の通知」という。）を行った後、基準該当初心運転者が法第100条の2第1項第3号又は第4号に該当することとなった場合は、別記様式第4号の再試験通知取消通知書により再試験の通知の取消しを通知するものとする。  
（再試験の受験期間の特例）
- 第7条 施行令第37条の4第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次に掲げるとおりとする。
- (1)～(6) 略  
（意見の聴取等）
- 第8条 法第104条の2の2第6項において準用する法第104条第1項の規定による意見の聴取の通知は、別記様式第5号の意見の聴取通知書により行うものとする。
- 2 公安委員会は、法第104条の2の2第2項又は第4項の規定により免許を取り消そうとする場合において、当該
- 総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の4第1項に規定する初心運転者講習通知書を送付して講習を通知するものとする。
- 2 講習の通知は、あらかじめ、講習日時及び講習場所を指定して行うものとする。
- 3 基準該当初心運転者が、他の都道府県に転居しているときは、別記様式第1号の初心運転者講習移送通知書を転居先を管轄する公安委員会に移送するものとする。
- 4 講習の通知を行った後、基準該当初心運転者が当該免許を受けた日以後に上位免許を取得した場合は、別記様式第2号の初心運転者講習中止通知書により講習の中止を通知するものとする。
- 5 公安委員会は、基準該当初心運転者に対して講習の通知を行ったときは、指定講習機関へ別記様式第3号の初心運転者講習受講予定者通知書により通知するものとする。  
（初心運転者講習の受講期間の特例）
- 第4条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第41条の2第7号に定める公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1)～(5) 略  
（再試験の通知等）
- 第6条 再試験の通知は、施行規則第28条の3第1項に定める再試験通知書を、基準該当初心運転者に送付して行うものとする。
- 2 再試験を行おうとする場合において、基準該当初心運転者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する公安委員会に施行規則第28条の5に定める試験移送通知書を移送するものとする。
- 3 再試験の通知を行った後、基準該当初心運転者が法第100条の2第1項第3号又は第4号のいずれかに該当することとなった場合は、別記様式第4号の再試験通知取消通知書により通知の取消しを通知するものとする。  
（再試験の受験期間の特例）
- 第7条 施行令第37条の4第7号に定める公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1)～(6) 略  
（意見の聴取等）
- 第8条 法第104条の2の2第6項において準用する法第104条第1項の規定による意見の聴取の通知は別記様式第5号の意見の聴取通知書により行うものとする。
- 2 公安委員会は、法第104条の2の2第2項又は第4項の規定により免許を取り消そうとする場合において、当該

分に係る者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する都道府県公安委員会に施行規則第30条の3に規定する処分移送通知書及び別記様式第6号の行政処分関係書類送付書を移送するものとする。

### 3 略

(取消処分時の措置)

第9条 公安委員会は、法第104条の2の2第1項、第2項又は第4項の規定により運転免許を取り消した場合は、当該処分に係る者に対し施行規則第30条の4に規定する運転免許取消処分書を交付し、別記様式第8号の請書を提出させるものとする。

(細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、講習及び再試験の実施に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

分に係る者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する公安委員会に施行規則第30条の3に定める処分移送通知書及び別記様式第6号の行政処分関係書類送付書を移送するものとする。

### 3 略

(取消処分時の措置)

第9条 公安委員会は、法第104条の2の2第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消した場合は、当該処分に係る者に対し施行規則第30条の4に定める運転免許取消処分書を交付し、別記様式第8号の請書を提出させるものとする。

(細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するため必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

別記様式第1号を次のように改める。  
別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日	
公安委員会 殿	
長崎県公安委員会 印	
初 心 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書	
下記の者について、初心運転者講習移送通知書を送付する。	
記	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証の番号	第 年 月 日 号 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 年 月 日 号 公安委員会記録等
講習の種類	
講習をしようとする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号を次のように改める。  
別記様式第2号（第3条関係）

年 月 日		指定講習機関名 管 理 者 殿		長崎県公安委員会 印		
初 心 運 転 者 講 習 受 講 予 定 者 通 知 書						
下記の者に対し道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を実施するよう通知する。						
記						
番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免 許 種 別	免 許 証 の 番 号 (又は免許情報 記録の番号)	講 習 指 定 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号を次のように改める。  
別記様式第3号（第3条関係）

	年 月 日
住 所	
様	
	長崎県公安委員会 印
初 心 運 転 者 講 習 中 止 通 知 書	
<p>下記の理由により、 年 月 日付け初心運転者講習通知書をもって通知しましたあなたに対する道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習の実施を取りやめますので、通知します。</p>	
記	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号を次のように改める。  
別記様式第4号（第6条関係）

	年 月 日
住 所	
様	
	長崎県公安委員会 印
再 試 験 通 知 取 消 通 知 書	
<p>下記の理由により、 年 月 日付け再試験通知書をもって通知しました あなたに対する再試験が免除されることとなるため、当該通知を取り消しましたので、 通知します。</p>	
記	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号を次のように改める。  
別記様式第5号（第8条関係）

	第 年	月	号 日
住 所			
様			
長崎県公安委員会	印		
意見の聴取通知書			
第2項			
道路交通法第104条の2の2		の規定による	
第4項			
運転免許の 取消処分について、同条第6項において準用する同法第104条第1項の規定に 基づく公開による意見の聴取を下記のとおり行いますので、出頭してください。			
記			
意見の聴取期日	年	月	日 時
意見の聴取場所			
処分しようとする理由			

備考1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。

2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。

3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

4 意見の聴取当日は運転免許証、印鑑及びこの通知書を持参してください。また、意見の聴取後その場で処分執行を行いますので自動車を運転してこないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号を次のように改める。  
別記様式第7号（第8条関係）

	第 年	月	号 日
公安委員会 殿			
長崎県公安委員会 印			
処 分 通 知 書			
<p>当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域に住所を有する下記の者に対し免許の取消処分を行ったので、通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
住 所			
氏 名			
運 転 免 許 の 種 類			
免許証の番号	第	年	月
	日	号	公安委員会交付
免許情報記録の番号	第	年	月
	日	号	公安委員会記録等
取消しに係る免許の種類	<input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付		
処 分 の 理 由			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号を次のように改める。  
別記様式第8号（第9条関係）

	第 年	月	号 日
長崎県公安委員会 殿			
氏名			
請 書			
下記の理由により、 年 月 日付けで取消しの処分を受けましたので、 請書を提出します。			
記			
住 所			
氏 名			
免許証の番号	第	年 月 日	号 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第	年 月 日	号 公安委員会記録等
再試験に係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付		
処分の理由			
上記のとおり執行したので、報告する。			
年 月 日			
運転免許管理課長 警察署長			
			取扱者印
処分執行 午前・午後 時 分			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正）  
第4条 取消処分者講習の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（指導員の要件）	（指導員の要件）
第3条 公安委員会が実施する取消処分者講習において指導	第3条 公安委員会が実施する取消処分者講習において指導

<p>に従事する者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 長崎県警察本部長から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>(2) 取消処分者講習に使用する自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者であること。</p> <p>(3) 運転適性検査等の実務経験が豊富である者であること。</p> <p>(4) 人格及び識見がともに優れている者であること。</p> <p>(5) 飲酒運転を理由とする運転免許の拒否若しくは取消し又は自動車等の運転の禁止を受けた者等を対象とする講習（以下「飲酒取消講習」という。）を実施する場合において、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②又はディスカッション指導の各項目を行うときは、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けている者であること。</p> <p>(6) 飲酒取消講習以外の講習（以下「一般取消講習」という。）を実施する場合において、ディスカッション指導の講習科目を行うときは、交通心理学の専門家等による教養を受けている者であること。</p> <p>2 指定講習機関が実施する取消処分者講習において指導に従事する者は、前項第5号及び第6号並びに指定講習機関に関する規則第5条各号の要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p>	<p>に従事する者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 長崎県警察本部長から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(2) 講習に使用する自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者</p> <p>(3) 運転適性検査等の実務経験が豊富である者</p> <p>(4) 人格及び識見がともに優れている者</p> <p>(5) 飲酒運転を理由とする運転免許の拒否若しくは取消し又は自動車等の運転の禁止を受けた者等を対象とする講習（以下「飲酒取消講習」という。）を実施する場合において、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②又はディスカッション指導の各項目を行うときは、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けている者</p> <p>(6) 飲酒取消講習以外の講習（以下「一般取消講習」という。）を実施する場合において、ディスカッション指導の講習科目を行うときは、交通心理学の専門家等による教養を受けている者</p> <p>2 指定講習機関が実施する取消処分者講習において指導に従事する者は、前項第5号及び第6号並びに指定講習機関に関する規則第5条各号の要件に該当する者でなければならない。</p>
--	--

別記様式第1号に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号中	交付公安委員会	公安委員会
----------	---------	-------

を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 1 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号中	交付公安委員会	公安委員会
----------	---------	-------

を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則の一部改正）

第5条 高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号中「免許証」を「免許証等」に改める。

（停止処分者講習の実施及び処分期間の短縮等に関する規則の一部改正）

第6条 停止処分者講習の実施及び処分期間の短縮等に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
-----	-----

(講習の区分)  
 第3条 停止処分者講習は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる講習を実施するものとする。  
 (1) 処分期間が40日未満の者 短期講習  
 (2) 処分期間が40日以上90日未満の者 中期講習  
 (3) 処分期間が90日以上90日以上の者 長期講習  
 (講習の内容及び方法)  
 第6条 停止処分者講習は、運転者の社会的な立場について自覚を促すため、第3条に規定する区分に応じ、安全運転に必要な心構え、知識、技術等について、自動車、一般原動機付自転車、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材等必要な教材を用いて座学講習と実技講習とを効果的に組み合わせて行うものとする。  
 (受講の申請)  
 第8条 施行細則第49条の規定による停止処分者講習の受講の申請は、別記様式の停止処分者講習受講申請書を提出して行うものとする。  
 (考査)  
 第9条 停止処分者講習は、講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、考査を行うものとする。  
 2 略

(講習の区分)  
 第3条 停止処分者講習の区分は、次のとおりとする。  
 (1) 短期講習 処分期間が40日未満の者に対する講習  
 (2) 中期講習 処分期間が40日以上90日未満の者に対する講習  
 (3) 長期講習 処分期間が90日以上90日以上の者に対する講習  
 (講習の内容及び方法)  
 第6条 停止処分者講習は、運転者の社会的な立場について自覚を促すため、講習の区分に応じ、安全運転に必要な心構え、知識、技術等について、自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材等必要な教材を用いて座学講習と実技講習を効果的に組み合わせて行うものとする。  
 (受講の申請)  
 第8条 施行細則第48条の規定による停止処分者講習の受講の申請は、別記様式の停止処分者講習受講申請書を提出して行うものとする。  
 (考査)  
 第9条 停止処分者講習においては、内容の修得状況及び講習効果を確認するため、考査を行うものとする。  
 2 略

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第8条関係)

年 月 日					
公安委員会 殿					
申出書 住所					
氏名					
<b>停止処分者講習受講申請書</b>					
私は、運転免許の効力の停止等の処分を受けましたが、道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する停止処分者講習の受講を申し出ます。					
停止等の期間	日間	講習区分	短期講習	中期講習	長期講習
講習日時	1日目	年 月 日	時 分	～	時 分
	2日目	年 月 日	時 分	～	時 分
講習場所					

- 備考 1 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(違反者講習の実施に関する規則の一部改正)

第7条 違反者講習の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(受講の申請) 第6条 施行細則第56条の規定による違反者講習の受講の申請は、別記様式の違反者講習受講申請書を提出して行うものとする。	(受講の申請) 第6条 施行細則第55条の規定による違反者講習の受講の申請は、別記様式の違反者講習受講申請書を提出して行うものとする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

通知番号 年 月 日															
<b>長崎県公安委員会 殿</b>  住所 _____  氏名 _____  年 月 日生（ 歳）															
<b>違反者講習受講申請書</b>  道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の受講を申請します。															
免許証の番号	第 _____ 号 年 月 日 公安委員会交付														
免許情報記録の番号	第 _____ 号 年 月 日 公安委員会記録等														
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	けん 引	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 二

備考 1 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(長崎県指定講習機関に関する規則の一部改正)

第8条 長崎県指定講習機関に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「講習規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(指定講習機関)

第2条 指定講習機関は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。

- (1) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を行う指定講習機関 講習規則第6条に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実にを行う能力を有すると認められる者であること。
- (2) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）を行う指定講習機関 講習規則第8条に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実にを行う能力を有すると認められる者であること。
- (3) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を行う指定講習機関 講習規則第8条の2に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実にを行う能力を有すると認められる者であること。

(指定申請書の提出)

第3条 講習規則第2条第1項の申請書は、別記様式第1号の指定講習機関指定申請書のとおりとする。

2 講習規則第2条第1項の規定による提出は、指定講習機関の所在地を管轄する警察署の長を経由して行うものとする。

(指定書)

第4条 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、指定講習機関の指定を行ったときは、講習規則第3条の規定により公示するとともに、別記様式第2号の指定書を交付するものとする。

(変更届)

第5条 講習規則第4条第1項の規定による届出は、別記様式第3号の公示事項変更届出書を提出して行うものとする。

2 講習規則第4条第3項の規定による届出は、別記様式第4号の指定講習機関指定事項変更届を提出して行うものとする。

(講習業務規程の認可申請書等)

第6条 講習規則第9条第1項の申請書は、別記様式第6号のとおりとする。

(趣旨)

第1条 この規則は道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「講習規則」という。）に規定する指定講習機関の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定講習機関)

第2条 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第108条の4第1項の規定により、次のとおり指定講習機関を指定するものとする。

- (1) 講習規則第6条に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実にを行う能力を有すると認められる者を法第108条の2第1項第2号に規定する講習（以下「取消処分者講習」という。）を行う指定講習機関として指定する。
- (2) 講習規則第8条に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実にを行う能力を有すると認められる者を法第108条の2第1項第10号に規定する講習（以下「初心運転者講習」という。）を行う指定講習機関として指定する。
- (3) 講習規則第8条の2に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実にを行う能力を有すると認められる者を法第108条の2第1項第14号に規定する講習（以下「若年運転者講習」という。）を行う指定講習機関として指定する。

(指定申請書の提出)

第3条 講習規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号（指定講習機関指定申請書）のとおりとする。

2 前項の申請書は、指定講習機関の所在地を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出するものとする。

(指定書)

第4条 公安委員会は、指定講習機関を指定したときは、講習規則第3条の規定により公示するとともに、別記様式第2号の指定書を交付するものとする。

(変更届)

第5条 指定講習機関は、講習規則第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第3号の公示事項変更届出書により公安委員会に届け出なければならない。

2 指定講習機関は、講習規則第2条第2項各号に掲げる書類の内容に変更が生じた場合は、別記様式第4号の指定講習機関指定事項変更届により公安委員会に届け出なければならない。

(申請書等の様式)

第6条 講習規則第9条及び第11条から第14条までに規定する書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 講習業務規程及び規程変更の認可申請書 別記様式第6号及び別記様式第7号
- (2) 講習結果報告書 別記様式第8号、別記様式第9号及び別記様式第10号
- (3) 帳簿 別記様式第11号
- (4) 事業報告書及び収支決算書 別記様式第12号及び別記

<p>2 <u>講習規則第9条第2項の申請書は、別記様式第7号のとおりとする。</u>  <u>(講習結果報告書)</u></p> <p>第7条 <u>講習規則第11条の講習結果報告書は、講習の区分に応じ、それぞれ別記様式第8号、別記様式第9号及び別記様式第10号のとおりとする。</u>  <u>(帳簿)</u></p> <p>第8条 <u>講習規則第12条第1項の帳簿は、別記様式第11号のとおりとする。</u>  <u>(事業報告書等)</u></p> <p>第9条 <u>講習規則第13条の事業報告書及び収支決算書は、別記様式第12号及び別記様式第13号のとおりとする。</u>  <u>(事業の休廃止の許可申請書)</u></p> <p>第10条 <u>講習規則第14条第1項の申請書は、別記様式第14号のとおりとする。</u>  <u>(取消通知書)</u></p> <p>第11条 <u>公安委員会は、指定講習機関の指定を取り消したときは、講習規則第15条の規定により公示するとともに、別記様式第15号の取消通知書を交付するものとする。</u></p> <p>第12条～第17条 略  <u>(解任及び取消しの手続)</u></p> <p>第18条 <u>公安委員会は、法第108条の5第3項の規定により特定講習指導員の解任を命じ、又は法第108条の11第2項の規定により指定講習機関の指定の取消しをしようとするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づく聴聞を行うものとする。</u>  <u>(細目の委任)</u></p> <p>第19条 <u>この規則に定めるもののほか、指定講習機関に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。</u></p>	<p>様式第13号  (5) <u>講習の休廃止の許可申請書 別記様式第14号</u></p> <p><u>(取消通知書)</u></p> <p>第7条 <u>公安委員会は、指定講習機関の指定を取り消したときは、講習規則第15条の規定により公示するとともに、別記様式第15号又は別記様式第16号の取消通知書を交付するものとする。</u></p> <p>第8条～第13条 略  <u>(解任及び取消しの手続)</u></p> <p>第14条 <u>公安委員会は、法第108条の5第3項の規定により特定講習指導員の解任を命じ、又は法第108条の11第2項の規定により指定講習機関の指定の取消しをしようとするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）により聴聞を行う。</u>  <u>(細目の委任)</u></p> <p>第15条 <u>この規則に定めるもののほか、指定講習機関の指定に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。</u></p>
--	---

別記様式第1号を次のように改める。  
別記様式第1号（第3条関係）

		第	号
		年	日
		月	
長崎県公安委員会 殿			
申請者		住所	
		氏名	
<b>指定講習機関指定申請書</b>			
指定を受けようとする者の 氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては、その 代表者の氏名			
特定講習の業務を行う事務 所の名称及び所在地			
特 定 講 習 の 種 別			
特定講習を開始しようとする 年月日	年	月	日
添 付 書 類			

- 備考 1 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類の欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号を次のように改める。  
別記様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会 殿

指定講習機関名

管 理 者 名

## 公 示 事 項 変 更 届 出 書

長崎県指定講習機関に関する規則第5条第1項の規定により、公示事項の変更を届け出ます。

記

1 変更する事項（書類の内容）

2 変更後の事項（書類の内容）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号を次のように改める。  
別記様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日 号 日	
長崎県公安委員会 殿	
指定講習機関名 管 理 者 名	
<b>指定講習機関指定事項変更届</b>	
変 更 年 月 日	年 月 日
変更を生じた事項	
変更を生じた理由	
選任・解任事項	年 月 日 選・解任した。
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号を次のように改める。  
別記様式第6号（第6条関係）

第 年 月 日  
号

長崎県公安委員会 殿

申請者 住所

氏名

## 講習業務規程の認可申請書

指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定により、講習業務規程の認可を下記のとおり申請します。

記

講習業務規程の認可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
---	--

- 備考 1 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号を次のように改める。  
別記様式第7号（第6条関係）

		第	号
		年	日
		月	
長崎県公安委員会 殿			
申請者		住所	
		氏名	
<b>講習業務規程変更の認可申請書</b>			
指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定により、講習業務規程の変更の認可を申請します。			
講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
変更しようとする事項			
変更しようとする年月日			
変 更 の 理 由			

- 備考 1 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号中「第6条」を「第7条」に、「報告します」を「、報告します」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号を次のように改める。  
別記様式第9号（第7条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名  
管 理 者 名

## 初心運転者講習結果報告書

次の者について、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を  
年 月 日に終了したので、報告します。

番号	氏名 生年月日	住 所	性別	講習の種類	免許証の番号 (又は免許情報 記録の番号)	運転習熟 指導員名	備 考
			男 女	準中型 普通通 大自二 原自二 付			
			男 女	準中型 普通通 大自二 原自二 付			
			男 女	準中型 普通通 大自二 原自二 付			
			男 女	準中型 普通通 大自二 原自二 付			
			男 女	準中型 普通通 大自二 原自二 付			
			男 女	準中型 普通通 大自二 原自二 付			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号を次のように改める。  
別記様式第10号（第7条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名  
管 理 者 名

## 若年運転者講習結果報告書

次の者について、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を  
年 月 日に終了したので、報告します。

番号	氏名 生年月日	住 所	性別	講習の 種 類	免許証の番号 (又は免許情報 記録の番号)	運転適性 指導員名	備 考
			男	大型 二			
			女	中 二			
			男	大 二			
			女	中 二			
			男	大 二			
			女	中 二			
			男	大 二			
			女	中 二			
			男	大 二			
			女	中 二			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号を次のように改める。  
別記様式第11号（第8条関係）

帳 簿

証書番号	申込み 年 月 日	実施 年 月 日 (開始・終了時間)	住所 氏 名 生 年 月 日	性別	講習種別	免許証の番号 (又は免許情報 記録の番号)	種類	特定講習 指導員名	補助者名	備考
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日生 ( 歳)	男・女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日生 ( 歳)	男・女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日生 ( 歳)	男・女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日生 ( 歳)	男・女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日生 ( 歳)	男・女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					

備考 1 証書番号欄には、終了証書の一連番号を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第12号及び別記様式第13号中「第6条」を「第9条」に改め、各様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号を次のように改める。  
別記様式第14号（第10条関係）

	第		号
	年	月	日
長崎県公安委員会 殿			
住所 申請者 氏名			
<h2 style="margin: 0;">講習の休廃止の許可申請書</h2>			
指定講習機関に関する規則第14条第1項の規定により、特定講習の		一 部	休 止
許可を申請します。		全 部	の 廃 止
講習の休廃止の許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別			
休止し、又は廃止しようとする年月日（休止しようとする場合にあってはその期間）	年	月	日から
	年	月	日まで
休止し、又は廃止しようとする理由			
備考 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第15号を次のように改める。  
別記様式第15号（第11条関係）

	長崎県公安委員会達第 号 年 月 日
所在地 名 称	長崎県公安委員会 印
<b>指定講習機関の指定の取消通知書</b>	
道路交通法第108条の11第1項	
下記の理由により、	の規定に基づき、指定講習機関の指定を
道路交通法第108条の11第2項	
取り消したので、通知する。	
記	
指 定 番 号	
理 由	
<p>（教示） この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。</p> <p>なお、処分があったことを知った日の翌日から60日以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号を次のように改める。  
別記様式第16号 削除

別記様式第17号中「第8条」を「第12条」に、「引き継ぎます」を「、引き継ぎます」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第18号中「第8条」を「第12条」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第19号中「第9条」を「第13条」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第20号（第14条関係）

初心運転者講習通知手数料納入書									
<p>長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 (男・女) 年 月 日生 ( 歳)</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を受けますので、通知手数料を納入します。</p>									
免 許 の 種 類								免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
								免許申請記録 の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
講 習 の 種 類		<input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普 通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原 付							

備考 1 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第21号を次のように改める。  
別記様式第21号（第14条関係）

若年運転者講習通知手数料納入書									
長崎県公安委員会 殿					年 月 日				
住所 氏名					(男・女) 年 月 日生 ( 歳)				
道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けますので、通知手数料を納入します。									
免 許 の 種 類					免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付			
					免許情報記録 の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等			
講 習 の 種 類		<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型二 <input type="checkbox"/> 中型二 <input type="checkbox"/> 普通二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二							

- 備考 1 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第22号中「第13条」を「第17条」に、「基づき」を「、基づき」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（若年運転者講習の実施に関する規則の一部改正）

第9条 若年運転者講習の実施に関する規則（令和4年長崎県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）の実施については、 <u>法、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、</u> 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （指導員の要件） 第3条 公安委員会が実施する若年運転者講習において指導に従事する者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1) 長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者であ	（趣旨） 第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）の実施については、法、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （指導員の要件） 第3条 公安委員会が実施する若年運転者講習において指導に従事する者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 (1) 長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者

ること。

(2) 講習における指導に使用する普通自動車を運転することができる運転免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。

(3) 運転適性検査等の実務経験が豊富である者であること。

## 2 略

（講習の通知等）

第4条 公安委員会は、法第102条の3に規定する基準該当若年運転者（以下「基準該当若年運転者」という。）に対し施行規則第38条の4の2の2に規定する若年運転者講習通知書を送付して講習を通知するものとする。

2 前項の規定による講習の通知（以下この条において「講習の通知」という。）は、あらかじめ、講習の日時及び場所を指定して行うものとする。

3 公安委員会は、講習の通知を行おうとする場合において、基準該当初心運転者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する都道府県公安委員会に別記様式第1号の若年運転者講習移送通知書を移送するものとする。

4 公安委員会は、講習の通知を行ったときは、指定講習機関に別記様式第2号の若年運転者講習受講予定者通知書を送付するものとする。

（若年運転者講習の受講期間の特例）

第5条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第37条の11第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

（取消処分時の措置）

第8条 公安委員会は、法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により運転免許を取り消した場合は、当該処分に係る者に対し施行規則第30条の4に規定する運転免許取消処分書を交付し、別記様式第7号の請書を提出させるものとする。

(2) 講習における指導に使用する普通自動車を運転することができる運転免許（仮免許を除く。）を現に受けている者

(3) 運転適性検査等の実務経験が豊富である者

## 2 略

（講習の通知等）

第4条 公安委員会は、法第102条の3に規定する基準該当若年運転者に対し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の4の2の2に規定する若年運転者講習通知書を送付して講習を通知するものとする。

2 講習の通知は、あらかじめ、講習日時及び講習場所を指定して行うものとする。

3 基準該当若年運転者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する都道府県公安委員会に別記様式第1号の若年運転者講習移送通知書を移送するものとする。

4 公安委員会は、基準該当若年運転者に対して講習の通知を行ったときは、指定講習機関に別記様式第2号の若年運転者講習受講予定者通知書を送付するものとする。

（若年運転者講習の受講期間の特例）

第5条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第37条の11第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

（取消処分時の措置）

第8条 公安委員会は、法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消した場合は、当該処分に係る者に対し施行規則第30条の4に規定する運転免許取消処分書を交付し、別記様式第7号の請書を提出させるものとする。

別記様式第1号を次のように改める。  
別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日	
公安委員会 殿	
公安委員会	
若年運転者講習移送通知書	
下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号を次のように改める。  
別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日						
指定講習機関名 管 理 者 殿 <p style="text-align: center;">長崎県公安委員会</p> <p style="text-align: center;">若 年 運 転 者 講 習 受 講 予 定 者 通 知 書</p> 下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を実施するよう通知する。						
番号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免 許 種 別	免許証の番号 (又は免許情報記録の番号)	講習指定 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号中「出頭されるよう通知します」を「、通知します」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号を次のように改める。  
別記様式第6号（第7条関係）

	第 年	月	号 日
公安委員会 殿			
	長崎県公安委員会		印
処 分 通 知 書			
<p>当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域に住所を有する下記の者に対し免許の取消処分を行ったので、通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
住 所			
氏 名			
運 転 免 許 の 種 類			
免許証の番号	第 年	月	日
			号 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 年	月	日
			号 公安委員会記録等
取消しに係る	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型		
免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型二種 <input type="checkbox"/> 中型二種 <input type="checkbox"/> 普通二種 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二		
処分の理由			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号を次のように改める。  
別記様式第7号（第8条関係）

	第 年	月	号 日
長崎県公安委員会 殿			
氏名			
請 書			
下記の理由により、 年 月 日付けで取消しの処分を受けましたので、 請書を提出します。			
記			
住 所			
氏 名			
免許証の番号	第	年 月 日	号 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第	年 月 日	号 公安委員会記録等
取消しに係る	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型		
免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型二種 <input type="checkbox"/> 中型二種 <input type="checkbox"/> 普通二種 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二		
処分の理由			
上記のとおり執行したので、報告する。			
年 月 日			
運転免許管理課長			
警察署長			
			取扱者印
処分執行 午前・午後 時 分			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

### 長崎県公安委員会規則第6号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年長崎県公安委員会規則第25号）別記様式第2号
- (2) 確認事務の委託に関する事務取扱規則（令和4年長崎県公安委員会規則第14号）別記様式第4号、別記様式第12号の（裏）及び別記様式第18号
- (3) 高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第10号）第3条第1項第2号ウ
- (4) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第14号）別記様式第2号
- (5) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年長崎県公安委員会規則第9号）別記様式第2号  
附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

## 公安委員会告示

### 長崎県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年3月14日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分  
貴重品運搬警備業務2級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
  - (1) 日時  
令和7年6月19日（木）午前10時から午後5時までの間
  - (2) 場所  
長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール
  - (3) 検定予定人員  
15人
- 3 受検資格  
受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 長崎県内に住所を有する者
  - (2) 長崎県内の営業所に属する警備員
- 4 検定試験内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (3) 検定の方法

検定においては、学科試験に合格した者に対して実技試験を行う。

なお、実技試験のみの受検はできない。

## 5 検定申請の手続

### (1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和7年3月31日(月)から同年4月4日(金)まで。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は、受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

### (2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次のいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次のいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

## 6 検定手数料及び納付方法

### (1) 検定手数料

16,000円

### (2) 納付方法

検定申請時に納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

## 7 合格発表

本検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

## 8 問合せ先

(1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(2) 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係(電話 095-820-0110 内線3186)

## 選挙管理委員会告示

### 長崎県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和7年3月14日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

1 50分の1の数

21,474 人

2 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	234,207	人
3 県議会議員選挙区別の3分の1の数		
長崎市	111,227	人
佐世保市・北松浦郡	69,638	人
島原市	11,701	人
諫早市	37,088	人
大村市	26,790	人
平戸市	7,976	人
松浦市	5,769	人
対馬市	7,777	人
壱岐市	6,752	人
五島市	9,758	人
西海市	6,984	人
雲仙市	11,335	人
南島原市	11,675	人
西彼杵郡	18,795	人
東彼杵郡	9,675	人
南松浦郡	4,949	人

## 監査委員公表

### 監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月14日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	祐実
同	堤	典子

## 令和6年度普通会計定期監査結果（後期）

### 第1 監査の概要

令和5年度における普通会計にかかる財務監査（定期監査）及び行政監査を次のとおり実施した。

#### 1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

#### 2 監査の種類

- (1) 財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）
- (2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

#### 3 監査の対象

##### (1) 財務監査

- 令和5年度 長崎県一般会計
- 令和5年度 長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計
- 令和5年度 長崎県農業改良資金特別会計
- 令和5年度 長崎県林業改善資金特別会計
- 令和5年度 長崎県営林特別会計
- 令和5年度 長崎県沿岸漁業改善資金特別会計
- 令和5年度 長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計
- 令和5年度 長崎県用地特別会計
- 令和5年度 長崎県庁用管理特別会計
- 令和5年度 長崎県長崎魚市場特別会計
- 令和5年度 長崎県港湾施設整備特別会計
- 令和5年度 長崎県公債管理特別会計
- 令和5年度 長崎県国民健康保険特別会計

##### (2) 行政監査

県の事務の執行、特に県立学校が管理する「私費」の事務の執行

#### 4 監査の着眼点

##### (1) 財務監査

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

##### (2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

#### 5 監査の実施内容

後期監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

##### (1) 監査対象期間

原則として令和5年度を対象としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和6年度についても監査日までを対象期間とした。

##### (2) 監査対象機関及び実施日

令和6年9月3日から令和7年2月14日までの期間において、122箇所の地方機関（知事部局、県立学校等、警察署）を対象として実施した。

	地 方 機 関			
	知事部局	県立学校等	警察署	計
実地監査	14	17	6	37
書面監査	9	60	16	85
合 計	23	77	22	122

後期監査対象機関、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙1のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

財務に関する事務及びその他の事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のとおり、是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

(単位：件)

区分	令和6年度(A)				令和5年度(B)				前年度比較(C)=(A)-(B)			
	指摘事項	指導事項	意見	合計	指摘事項	指導事項	意見	合計	指摘事項	指導事項	意見	合計
財務監査	11	68	0	79	58	156	2	216	△47	△88	△2	△137
収入未済	0	0		0	2	1		3	△2	△1	0	△3
収入	1	5		6	10	10		20	△9	△5	0	△14
予算執行	1	3		4	5	10		15	△4	△7	0	△11
契約	4	38		42	29	77		106	△25	△39	0	△64
工事	2	6		8	1	12	1	14	1	△6	△1	△6
補助金等	0	1		1	1	3		4	△1	△2	0	△3
物品	2	7		9	5	27	1	33	△3	△20	△1	△24
財産管理	1	8		9	2	13		15	△1	△5	0	△6
その他	0	0		0	3	3		6	△3	△3	0	△6
行政監査	34	32	4	70	1		6	7	34	32	4	70
私費会計	31	28	4	63					31	28	4	63
私費会計以外	3	4		7	1		6	7	3	4	0	7
合計	45	100	4	149	59	156	8	223	△14	△56	△4	△74

昨年度と比べ、総数で74件減少している。そのうち、財務監査については、137件減少しており、「契約」において、再委託の承認手続きが不十分などの事例が減少したことなどによる。

なお、令和5年度の行政監査は「職員公舎の現状と課題」をテーマとして実施した。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

- ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 財務監査（指摘11件、指導68件）

① 収入について（指摘1件、指導5件）

温泉水を取水する際の揚水ポンプにかかる電気料の徴収において、減額する根拠が不明である事例な

どが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

② 予算の執行について（指摘1件、指導3件）

予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の担当課長による毎月の確認が行われていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

③ 契約について（指摘4件、指導38件）

外壁打診調査業務委託において、検査下命を行わず、検査調書を作成していない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

④ 工事について（指摘2件、指導6件）

校内放送設備改修工事において、転倒防止策を講じていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

⑤ 補助金等について（指導1件）

市へ支払う電気代負担金について、電力会社からの請求書等の積算根拠を確認することなく支払っている事例が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

⑥ 物品について（指摘2件、指導7件）

物品の日頃の管理が適切に行われておらず、所在の確認ができない事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な物品の管理に努めるべきである。

⑦ 財産の管理について（指摘1件、指導8件）

港湾施設用地の目的外使用許可に係る使用料の減免において、減免申請書が提出されていない事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

(2) 行政監査（指摘34件、指導32件）

私費会計において、学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理が行われていない事例、公費で負担すべき経費を私費で負担している事例、保護者に説明することなく会計間で資金移動を行っている事例などが認められた。

また、業者から提出された被保険者等記号・番号がマスキングされていない健康保険証の写しをそのまま保管している事例などが認められたので、事務の適正な執行に努めるべきである。

### 第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

#### 1 総務部

##### (1) 物品

寄附により受け入れた美術工芸品について、寄附受納の手続がなされていない。

また、物品出納簿に登記されていないものがある。

[東京事務所]

#### 2 地域振興部

##### (1) 契約

一般国道207号道路公園清掃業務委託において、ランダム化により予定価格等を決定することを入札執行通知書に記載していない。

[県央振興局管理部総務課]

#### 3 福祉保健部

##### (1) 予算の執行

予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総務課長による毎月の確認が行われていない。

[こども医療福祉センター]

#### 4 水産部

##### (1) 契約

養殖筏連絡橋補修工事の契約書において、契約日を「令和6年3月決裁日」としている。

また、契約書に契約不適合責任期間（年数）を記載していないものや契約書の作成部数を記載していないものがある。

[総合水産試験場]

#### 5 農林部

##### (1) 行政監査

業者から提出された被保険者等記号・番号がマスキングされていない健康保険証の写しをそのまま保管している。

[農林技術開発センター]

#### 6 土木部

##### (1) 物品

物品の日頃の管理が適切に行われておらず、所在の確認ができない物品がある。

[対馬振興局建設部管理課、河港課]

(2) 財産の管理

港湾施設用地の目的外使用許可に係る使用料の減免において、減免申請書が提出されていないものや許可伺に減免根拠が記載されていないものがある。

[県央振興局建設部管理課]

7 教育庁

(1) 収入

温泉水を取水する際の揚水ポンプにかかる電気料の徴収において、減額する根拠が不明である。

[鹿町工業高等学校]

(2) 契約

① 外壁打診調査業務委託において、検査下命を行わず、検査調書を作成していない。

[猶興館高等学校]

② 学校が管理する公舎の浄化槽保守点検業務委託において、契約書の作成を省略するなど、契約手続きに不備がある。

[鹿町工業高等学校]

(3) 工事

① 清峰高校校務用LAN設備更新工事において、納品された機器の管理が不十分である。

また、機器設置場所の変更に伴い使用しない機材が生じたにも関わらず、減額変更等を行うことなく不要な機材を納品させている。

[清峰高等学校]

② 校内放送設備改修工事において、転倒防止策を講じていない。

[佐世保特別支援学校]

(4) 行政監査（①②の学校別内訳は、別紙2の図表4及び図表5参照）

① 学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理が行われていないものがある。

[長崎北陽台高等学校ほか19校]

② 公費で負担すべき経費を私費で負担しているものがある。

[長崎北陽台高等学校ほか9校]

③ 保護者に説明することなく会計間で資金移動を行っているものがある。

[大村城南高等学校]

④ 職務専念義務免除の承認がなされていない。

[小浜高等学校]

⑤ 公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。

[上五島高等学校]

第4 意見（県立学校が管理する私費会計の会計経理等について）

教育活動は、税金等の「公費」と、生徒又は保護者が自らのために個人負担する「私費」で賄われている。このうち、「私費」は、学校教育活動に必要な経費として公共性を有するとともに、その管理と取扱いを保護者が校長に信託していることなどから、「公費」に準じた適正な会計処理を行う必要があるとされている。

私費会計のうち学校諸費については、平成18年度の行政監査結果を踏まえて、「学校諸費取扱マニュアル（平成19年12月長崎県教育委員会制定、平成24年2月最終改定。以下「マニュアル」という。）」を制定している。そして、各県立学校は、マニュアルに基づき私費会計を運用している。

私費会計については、生徒の減少、空調機関係経費の公費化など、今後も大きな変化が見込まれる。

については、監査結果を参考に、今後とも適切かつ効率的な執行に努めるとともに、生徒又は保護者が自らのために個人負担するという私費の本来の目的を踏まえ、私費会計の執行体制を整備されたい。

なお、検討に当たっては、マニュアルを改正した平成24年当時と比較して学校の教職員が減少していることなどを鑑みて、教職員の事務負担が著しく増加することのないよう十分に配慮されたい。

今回の監査において、執行機関等に対し速やかに改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである（詳細については別紙2参照）。

1 私費会計の統合整理について

事務職員の事務の効率化、リスク軽減などの観点から、マニュアルに私費会計の設置基準を定めるとともに、各会計の必要性を検討し、統廃合が可能な会計の整理を行うよう各県立学校へ周知を図られたい。

[教育環境整備課]

2 剰余金の処理及び会計間の資金移動について

資金の透明性や保護者への説明責任の確保、不正リスク軽減などの観点から、次の点をマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図られたい。

① 剰余金の必要性、使用時期、用途、使用見込額などを整理すること。

[教育環境整備課]

② 会計の運用に支障を来すおそれがあるとして、やむを得ず会計間で資金移動を行う場合には、資金移動を行うことを関係会則等に明記するなどした上で、保護者に対して十分な説明を行うこと。

[教育環境整備課]

- ③ 教育活動に要する経費（実費相当額）を徴収する学校徴収金については、原則として剰余金を発生させないよう、学校諸費検討委員会において保護者を交えて検討し、適正規模の予算額を設定すること。

[教育環境整備課]

- ④ P T A等の規約に基づき会費を徴収する団体徴収金については、剰余金を増加させない適切な会費を設定するよう、P T A等に働きかけを行うこと。また、購買部など保護者からの会費以外を原資に運用する会計については、生徒の学校生活に必要な物品の販売であり、収益を目的としたものではないことなどを踏まえて、剰余金の処理方針について検討を行うよう、P T A等に働きかけを行うこと。

[教育環境整備課]

- ⑤ 周年事業や全国大会参加などの特定目的に使用する積立金会計については、過去の実績額等と照らして現在の積立額が適切な規模であるか検証し、必要に応じて年間積立額の見直しを図るよう、P T A等に働きかけを行うこと。また、令和5年度以降、取付工事費や維持管理費用が公費化された空調機会計については、今後の剰余金の処理方針を検討するよう、P T A等に働きかけを行うこと。 [教育環境整備課]

### 3 私費及び公費の負担区分について

保護者から徴収した会費等で私費会計を運営しているという点を十分に考慮した上で、P T A等に修繕費等を過度に負担させないよう、公費で負担する経費と私費で負担する経費を整理し、その結果をマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図りたい。 [教育環境整備課]

### 4 私費会計の執行体制について

児童生徒又は保護者が自らのために個人負担する「私費」であることを踏まえ、透明性を確保し、説明責任を果たすべく、次の点について対策を講じられたい。

- ① 教育庁において定期的な実態調査等を行う専門部署を創設するなど私費会計に対する調査・指導体制を整備すること。 [教育政策課、教育環境整備課]

- ② 今回の監査で見受けられた事例や昨年の不適切な会計処理事案の再発を防ぐため、マニュアルの改正を行うなどの対策を講じ、各県立学校へ周知を図ること。 [教育環境整備課]

- ③ 労務管理に関しては、P T A雇用職員の労働者名簿や賃金台帳が作成されていないもの、P T A雇用職員に令和6年度契約更新時に無期転換申込みに関する事項を明示していないものなどが見受けられたため、労働基準法等に遵守した適正な事務が行われるよう、P T A等に働きかけを行うことについてマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図ること。 [教育環境整備課]

- ④ 各種団体から学校への補助金受入口座に経緯不明な残金が保管されていた事例を踏まえて、補助金を適切に処理、管理するようマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知するとともに、県からの補助金交付先である長崎県高等学校体育連盟や長崎県高等学校文化連盟をはじめとした各種団体へ、各県立学校の口座残金の確認を十分に行うよう、所管課において併せて指導すること。

[教育環境整備課、学芸文化課、体育保健課]

## (別 紙) 委員監査の実施状況

## 1 実地監査

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
[振興局等]		
(振興局)		
県央振興局	令和6年12月20日	下田 芳之 砺山 祐実 大場 博文 堤 典子
五島振興局	令和6年11月19日	下田 芳之 砺山 祐実 大場 博文 堤 典子
五島振興局上五島支所	令和6年11月20日	下田 芳之 堤 典子
壱岐振興局	令和6年11月14日	下田 芳之 砺山 祐実 大場 博文 堤 典子
対馬振興局	令和6年11月15日	下田 芳之 砺山 祐実 大場 博文 堤 典子
(総務部関係)		
東京事務所	令和6年11月8日	下田 芳之
(福祉保健部関係)		
長崎子ども・女性・障害者支援センター	令和7年1月15日	砺山 祐実 堤 典子
佐世保子ども・女性・障害者支援センター	令和7年1月23日	砺山 祐実 堤 典子
子ども医療福祉センター	令和7年1月15日	下田 芳之 大場 博文
(産業労働部関係)		
佐世保高等技術専門学校	令和7年1月23日	砺山 祐実 堤 典子
(水産部関係)		
総合水産試験場	令和7年1月16日	下田 芳之 大場 博文
(農林部関係)		
農林技術開発センター	令和7年1月15日	下田 芳之 大場 博文
肉用牛改良センター	令和7年1月23日	下田 芳之 大場 博文
(土木部関係)		
石木ダム建設事務所	令和7年1月16日	砺山 祐実 堤 典子

[県立学校等]		
長崎北陽台高等学校	令和7年1月16日	下田 芳之 大場 博文
佐世保西高等学校	令和7年1月24日	砺山 祐実 堤 典子
猶興館高等学校	令和7年1月23日	下田 芳之 大場 博文
西彼杵高等学校	令和7年1月16日	下田 芳之 大場 博文
北松西高等学校	令和7年1月24日	砺山 祐実 堤 典子
宇久高等学校	令和7年1月24日	砺山 祐実 堤 典子
上五島高等学校	令和6年11月20日	砺山 祐実 大場 博文
中五島高等学校	令和6年11月20日	砺山 祐実 大場 博文
上対馬高等学校	令和6年11月15日	下田 芳之 大場 博文
大村城南高等学校	令和7年1月15日	下田 芳之 大場 博文
長崎明誠高等学校	令和7年1月16日	下田 芳之 大場 博文
清峰高等学校	令和7年1月24日	下田 芳之 大場 博文
ろう学校	令和7年1月16日	砺山 祐実 堤 典子
佐世保特別支援学校	令和7年1月24日	下田 芳之 大場 博文
虹の原特別支援学校	令和7年1月15日	下田 芳之 大場 博文
鶴南特別支援学校	令和7年1月15日	砺山 祐実 堤 典子
希望が丘高等特別支援学校	令和7年1月15日	砺山 祐実 堤 典子
[警察署]		
長崎警察署	令和7年1月15日	砺山 祐実 堤 典子
諫早警察署	令和7年1月16日	堤 典子
川棚警察署	令和7年1月16日	砺山 祐実 堤 典子
平戸警察署	令和7年1月23日	下田 芳之 大場 博文
新上五島警察署	令和6年11月20日	下田 芳之 堤 典子
対馬北警察署	令和6年11月15日	砺山 祐実 堤 典子

## 2 書面監査

監 査 対 象 機 関	監 査 対 象 機 関
[振興局等]	長崎南高等学校
(危機管理部関係)	長崎北高等学校
消防学校	佐世保南高等学校
(県民生活環境部関係)	佐世保北高等学校
諫早食肉衛生検査所	島原高等学校
川棚食肉衛生検査所	諫早高等学校
(福祉保健部関係)	西陵高等学校
西彼福祉事務所	諫早東高等学校
東彼・北松福祉事務所	大村高等学校
上五島福祉事務所	松浦高等学校
(こども政策局関係)	対馬高等学校
開成学園	豊玉高等学校
(産業労働部関係)	杵岐高等学校
長崎高等技術専門校	五島高等学校
(農林部関係)	五島南高等学校
農業大学校	奈留高等学校
[県立学校等]	大崎高等学校
埋蔵文化財センター	国見高等学校
対馬歴史研究センター	小浜高等学校
教育センター	口加高等学校
長崎図書館	川棚高等学校
長崎東高等学校	波佐見高等学校
長崎西高等学校	島原農業高等学校
諫早農業高等学校	時和特別支援学校

北松農業高等学校	川棚特別支援学校
西彼農業高等学校	長崎特別支援学校
長崎工業高等学校	諫早特別支援学校
佐世保工業高等学校	諫早東特別支援学校
鹿町工業高等学校	大村特別支援学校
島原工業高等学校	桜が丘特別支援学校
大村工業高等学校	[警察署]
佐世保商業高等学校	大浦警察署
島原商業高等学校	浦上警察署
諫早商業高等学校	時津警察署
壱岐商業高等学校	西海警察署
長崎鶴洋高等学校	雲仙警察署
佐世保東翔高等学校	島原警察署
平戸高等学校	南島原警察署
五島海陽高等学校	大村警察署
島原翔南高等学校	早岐警察署
鳴滝高等学校	佐世保警察署
佐世保中央高等学校	相浦警察署
長崎東中学校	江迎警察署
佐世保北中学校	松浦警察署
諫早高等学校附属中学校	五島警察署
盲学校	壱岐警察署
島原特別支援学校	対馬南警察署

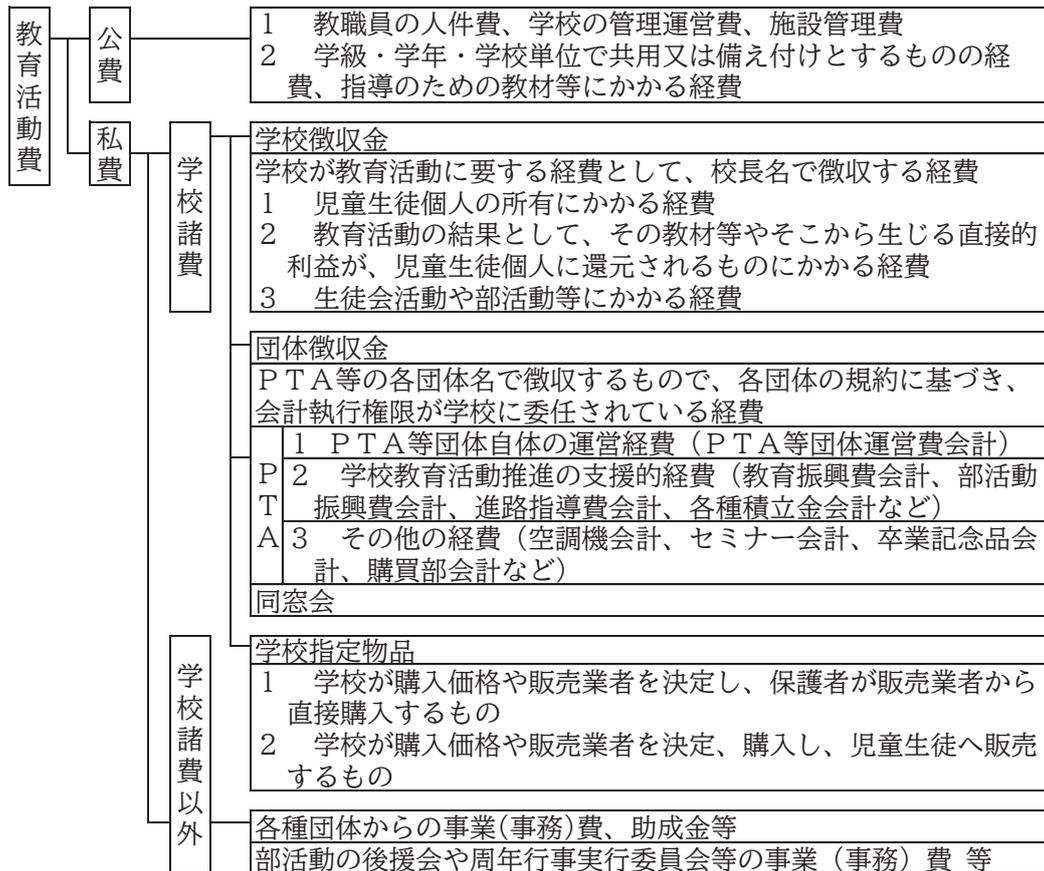
(別紙2) 県立学校が管理する私費会計の会計経理等について

第1 監査の背景

教育活動費は、税金等によって賄われる「公費」と、生徒又は保護者が自らのために個人負担する「私費」に区分されている。このうち、「私費」は、学校教育活動に必要な経費として公共性を有するとともに、その管理と取扱いを保護者が校長に信託していることなどから、「公費」に準じた適正な会計処理を行う必要があるとされている。

ここで、教育活動費を分類すると、図表1のとおりである（以下、私費の執行に当たり、各県立学校が設置している会計を「私費会計」という。）。

図表1 教育活動費の分類



(注) 本図表は、「学校諸費取扱マニュアル（平成19年12月長崎県教育委員会制定、平成24年2月最終改訂。以下「マニュアル」という。）」を基に作成したものである。

私費会計のうち学校諸費については、平成18年度に行政監査を実施しており、教育委員会は、その結果を踏まえてマニュアルを制定している。そして、各県立学校は、マニュアルに基づき私費会計を運用している（以下、平成18年度に実施した行政監査の結果報告書を「平成18年度報告」という。）。

しかし、一部の都道府県において、領収書がないなどの不適切な事務処理、私的流用などが見受けられている。また、本県においても、令和6年3月に保護者の同意を得ることなく修学旅行費などのための積立金を卒業記念品購入費に充てていた事案、同年11月に会計年度任用職員による横領事案が報道されたところである。

そこで今回、県立学校73校のうち高等学校14校、特別支援学校6校の合計20校が管理している私費会計を対象に、執行に当たり効率的な事務を行っているか、保護者から徴収した会費等が所期の目的に照らして効率的かつ有効に活用されているか、マニュアルに基づき適切に事務処理を行っているかなどに着眼して行政監査を実施した。

第2 監査結果の詳細

1 私費会計の統合整理について

令和5年度末時点で20校が管理している私費会計の平均設置数（振替用口座や現在稼働していない口座などを除く。）は、図表2のとおり、高等学校で19.2会計、特別支援学校で14.2会計となっており、最も設置数が多い高等学校で43会計、最も設置数が少ない高等学校で10会計となっているなど、県立学校によって設

置数に差異が見受けられた。

会計設置数が多い県立学校においては、学校徴収金で簿記、漢字検定など検定ごと又は履修教科ごと、団体徴収金で部活動、進路指導、空調機など支出目的ごとに会計を設置しており、会計ごとに預金口座を開いて会費を管理していた。中には、会計の設置目的が重複している事例や設置目的が不明確な事例も見受けられた。

図表2 20校における私費会計の設置状況（令和5年度末時点）

		会計設置数			
		学校徴収金	団体徴収金	学校諸費以外	
高等学校	私費会計設置数（14校平均）	19.2	6.4	10.9	1.9
	うち最も設置数の多い学校	43	25	12	6
	うち最も設置数の少ない学校	10	5	5	0
特別支援学校	私費会計設置数（6校平均）	14.2	7.7	5.0	1.5
	うち最も設置数の多い学校	29	19	7	3
	うち最も設置数の少ない学校	7	1	4	2

（注）振替用口座や現在稼働していない口座などを除いている。

私費会計は、振替用口座などに一括して会費等を納入したのちに各会計に振り替えるため、会計数、すなわち預金口座数が多いほど振替事務に時間を要するほか、口座管理が煩雑になり、職員の負担は大きいものと考えられる。

また、不適切な事務処理の発見が遅れるおそれもあり、リスクが高い状況といえる。

については、事務職員の事務の効率化、リスク軽減などの観点から、マニュアルに私費会計の設置基準を定めるとともに、各会計の必要性を検討し、統廃合が可能な会計の整理を行うよう各県立学校へ周知を図りたい。  
[教育環境整備課]

2 剰余金の処理及び会計間の資金移動について

剰余金・会計間の資金移動（流用）については、平成18年度報告において、保護者等への説明が十分でないまま卒業アルバム積立金として徴収したものの一部を同窓会入会金などに充当していた事例、翌年度への繰り越した理由、算定根拠や処理方法を示していない事例があるとして、剰余金をできるだけ発生しないよう十分検討するとともに発生したのものについては徴収目的に沿った処理とすること、目的外に流用等を行う場合には適切な手続きを経て保護者等に対して十分説明することが望まれると述べており、マニュアルにおいてもその旨言及している。

そして、令和6年3月の事案を受けて、教育環境整備課は、各県立学校に対して、「学校諸費の適正な事務処理について（通知）」（令和6年3月13日付5教環第444号）を発出し、「各会計間の資金の移動は、徴収目的が異なることから安易に行わないこと。」などを周知している。

(1) 剰余金の処理方法

20校は、保護者からの会費等を原資に運用している会計を305会計設置しているが、このうち、収支差額を全額返還している会計などを除いた249会計の令和5年度決算額は、図表3のとおりとなっており、20校は、収支差額計4億5,832万円をそのまま剰余金として翌年度に繰り越すこととしていた。

図表3 剰余金の発生状況（令和5年度末時点）

（単位：円）

	会計数	令和4年度 繰越額 (a)	令和5年度 収入額 (b)	令和5年度 支出額 (c)	収支差額 (剰余金額) (a)+(b)-(c)
学校徴収金	90 (66.2%)	78,676,023	211,089,978	196,069,131	93,696,870
団体徴収金	159 (94.1%)	371,183,155	205,883,565	212,443,571	364,623,149
計	249 (81.6%)	449,859,178	416,973,543	408,512,702	458,320,019

（注）括弧書きは、保護者からの会費を原資に運用している305会計（学校徴収金136会計、団体徴収金169会計）のうち、剰余金として翌年度に繰り越している会計の割合である。

剰余金には、既に卒業している生徒から徴収した会費が含まれているため、剰余金の使用は、PTA活動等による便益を得ない者（卒業生）の会費を他者（在校生）に対して使用することを意味する。

したがって、収支差額を剰余金として翌年度に繰り越して使用するのであれば、剰余金の使用時期、用途、使用見込額などを明確にした上で、卒業後も他の生徒のために活用することについて保護者に説明する必要があるが、十分な説明責任を果たしているとは言い難い状況であった。

また、前記249会計のうち、10校27会計において、500万円以上の剰余金を保有していた。剰余金には、周年事業や全国大会など特定目的に使用するものも含まれているが、多額の現金保有は横領などの不正リスクを誘発するため、必要以上に剰余金を保有することは適切ではない。

なお、購買部など商品の販売収入、すなわち保護者からの会費等以外を原資としている会計においても、9校9会計で100万円以上の剰余金を保有していた。

## (2) 会計間資金移動

平成18年度報告や令和6年3月の事案と同様、保護者に説明することなく会計間で資金移動を行っている事例が6校16会計において見受けられた。

各県立学校は、会則等に基づく会費等を基に予算を執行するため、保護者に説明することなく資金を移動して、徴収目的の異なる会費等を使用することは、目的外使用に相当する。

上記事例の中には、生徒数の減少（会費収入の減少）で会計の運用に支障を来したため、多額の剰余金を有する会計から資金を移動することが常態化していた県立学校も見受けられており、各会計の会費設定が十分でなかったものと考えられる。

については、(1)及び(2)を踏まえて、資金の透明性や保護者への説明責任の確保、不正リスク軽減などの観点から、次の点をマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図りたい。

- ① 剰余金の必要性、使用時期、用途、使用見込額などを整理すること。 [教育環境整備課]
- ② 会計の運用に支障を来すおそれがあるとして、やむを得ず会計間で資金移動を行う場合には、資金移動を行うことを関係会則等に明記するなどした上で、保護者に対して十分な説明を行うこと。 [教育環境整備課]
- ③ 教育活動に要する経費（実費相当額）を徴収する学校徴収金については、原則として剰余金を発生させないよう、学校諸費検討委員会において保護者を交えて検討し、適正規模の予算額を設定すること。 [教育環境整備課]
- ④ PTA等の規約に基づき会費を徴収する団体徴収金については、剰余金を増加させない適切な会費を設定するよう、PTA等に働きかけを行うこと。また、購買部など保護者からの会費以外を原資に運用する会計については、生徒の学校生活に必要な物品の販売であり、収益を目的としたものではないことなどを踏まえて、剰余金の処理方針について検討を行うよう、PTA等に働きかけを行うこと。 [教育環境整備課]
- ⑤ 周年事業や全国大会参加などの特定目的に使用する積立金会計については、過去の実績額等と照らして現在の積立額が適切な規模であるか検証し、必要に応じて年間積立額の見直しを図るよう、PTA等に働きかけを行うこと。また、令和5年度以降、取付工事費や維持管理費用が公費化された空調機会計については、今後の剰余金の処理方針を検討するよう、PTA等に働きかけを行うこと。 [教育環境整備課]

## 3 私費及び公費の負担区分について

私費及び公費の負担区分については、平成18年度報告において、区分基準を定めておらず、公費負担の対象となると考えられる経費を学校徴収金から支出していたとして、公費負担の対象となるものについては、予算化に向けた努力が望まれるとともに、学校徴収金により負担する場合には、保護者等に対する説明責任について十分に配慮して行うよう望まれると述べている。

そして、平成18年度報告を踏まえて制定されたマニュアルによると、図表1のとおり、学校の管理運営費、施設管理費や、学級・学年・学校の単位で共用又は備え付けとするものの経費、指導のための教材費等は公費負担であるとしている。

また、修学旅行等の引率旅費については「修学旅行等児童・生徒引率職員に対する県費支給基準」（平成2年4月付2教職第198号。平成26年4月最終改正）、空調設備の取付工事費や維持管理費、修繕費（PTA所有の空調機を含む。）については「PTA設置空調機器の取扱いについて」（令和5年3月17日付4教環第396号）などに基づき、公費負担とされている。

しかし、図表4のとおり、公費で負担すべき経費を私費で負担している事例、私費で負担する根拠が不明

確な事例が見受けられた。

図表4 公費で負担すべき経費を私費で負担している事例及び私費で負担する根拠が不明確な事例（主なもの）

区分	費用名	公費で負担すべき経費の事例	私費で負担する根拠が不明確な事例
施設管理費	修繕費用	事務室排水詰り修繕（佐世保西） 職員舎補修材料（宇久）	温室換気扇取替、福祉介護実習室ブラインド補修ロープ、生徒玄関補修用塗料
	設置費用	職員用トイレカーテン（猶興館）	—
	空調機	—	取付工事、保守点検、水漏れ調査、水漏れ修理、清掃
	除草等費用	—	除草剤、校内除草作業
	鍵制作費	職員が破損した図書室鍵（西彼杵） 職員室及び事務室内机鍵（小浜） カウンセラー用カウンセラー室合鍵（佐世保西）	普通教室扉鍵
	その他	バスケットゴール不具合確認費用（佐世保西）	体育祭駐車場誘導員派遣委託、停電復旧費用
学級・学年・学校の単位で共用又は備え付けとするものの経費	備品、消耗品購入	消火器（佐世保西）	体育館ステージ上スクリーン、殺虫剤、コロコロカーペットクリーナー、上質紙、キーボックス、草刈り機替え刃、浄化槽サンポール、トイレトーパー
	備品修理	—	輪転機、製氷機不具合調査
指導のための教材費等	—	—	新体カテスト分析処理費用、通知票郵送代
その他	負担金年会費参加費等	—	高等学校校長協会、副教頭・副校長会などの負担金（学校負担分）
		—	県高等学校・特別支援学校教育研究会、体育主任連絡協議会、県工業連合会との意見交換会懇親会などの会費
		—	校長会誌分担金
		九州地区学校図書館研究大会参加費、九州地区英語教育研究大会大分大会参加費（長崎北陽台） 県高教研美術・工芸部会参加費（清峰）	—
	旅費	高総体職員宿泊料（佐世保特支）	修学旅行、部活動遠征などの引率旅費、用務先が学校の近辺にある場合の旅費
	その他	蛍光灯処分（大村城南） 新転任職員身分証明書（長崎北陽台） 校長写真（希望が丘特支） 職員用名刺マルチカード（清峰） 校長室マグネット（佐世保西）	職員室機密文書等廃棄、文書廃棄等に伴う運搬ガソリン代、臨時免許状申請手数料

（注）公費で負担すべき経費の事例を指摘事項と整理している。括弧は県立学校名（略称）

これらの経費を私費で負担したことについて、各県立学校によると、「従前から私費で負担している」「緊急を要する」「PTAには職員も入会しており会費を負担している」「公費予算が限られている」「私費会計のうち教育振興費会計（PTA会計の一つ）において、環境整備のための経費が予算措置されている」などと説明している。

前記のとおり、学校徴収金及び団体徴収金は、その管理と取扱いを保護者が校長に信託しているものであるため、予算の執行権は学校の裁量に委ねられている。

しかし、前記のとおり、「私費」は生徒又は保護者が自らのために出費するものであり、私費及び公費の

負担区分はその観点から判断されるべきである。

これを踏まえると、公費負担できる性質の経費であるか否かの基準を明確にせず、また、保護者に対して十分な説明を行わないまま「私費」で支出することは、本来の私費の執行の在り方とは言い難い。

については、保護者から徴収した会費等で私費会計を運営しているという点を十分に考慮した上で、PTA等に修繕費等を過度に負担させないよう、公費で負担する経費と私費で負担する経費を整理し、その結果をマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図られたい。 [教育環境整備課]

4 私費会計の執行体制について

学校諸費の執行体制については、平成18年度報告において、事故や事件の発生の未然防止や省力化を図るため、決算、監査及び契約等の共通部分を始め可能なものについて、その取扱いのルール化や具体化したマニュアル・様式の作成の検討が望まれると述べている。

そして、平成18年度報告を踏まえて制定されたマニュアルでは、学校諸費以外の会計を含む私費会計に関する事務処理等が定められており、その主な内容は次のとおりである。

- ・ 長崎県財務規則等に準じた適正な事務処理を行うこと。
- ・ 不正が行われない執行・監査体制を確立すること。
- ・ 学校諸費が保護者の経済的負担のもとに徴収されていることを常に認識し、コスト意識をもって保護者負担の軽減や納入しやすい体制づくりに努め、安易に保護者に負担を求めることがないように留意すること。
- ・ 会計処理の透明性を堅持するためにも、説明責任・情報の提供を積極的に果たしていくという姿勢が各学校には一層求められており、管理職をはじめとする教職員全体の意識改革が必要であること。
- ・ 全ての収入及び支出の執行が終了したら、監査を受け、決算及び監査の結果を保護者等に説明すること。
- ・ 学校徴収金については、校長、保護者の代表等で構成された学校諸費検討委員会を設置し、学校諸費検討委員会設置要綱に基づき、予算、決算、監査、学校指定物品の選定等について審議すること。
- ・ 団体徴収金については、団体の規約に基づき会計処理を行うのが基本であるとしつつも、実態として校長に会計事務権限が委任され、教職員が会計事務に携わっている以上、学校は「善良な管理者の注意義務」をもって適正な事務処理に心がけること。
- ・ 学校諸費以外の会計については、年度末に学校諸費検討委員会の監査委員等による監査を受けるなど学校諸費に準じた適正な会計処理を行うこと。
- ・ 教育委員会は、私費会計について定期的な実態調査及び実地指導を行うこと。

しかし、教育委員会は、マニュアルに沿った業務の執行がなされているかの実態調査や実地指導を定期的に行っておらず、図表5のとおり、マニュアルに沿った事務処理が行われていない事例が見受けられた。

図表5 私費会計の執行体制に不備があったものの状況

区分	見受けられた事例	県立 学校数	会計数	左のうち指摘事項と整理 した県立学校（略称）
決算に誤りがあるもの	当年度徴収会費等を翌年度収入に計上しているもの	1	7	—
	購買部に設置したレジの釣銭や当年度中に発生した受取利息を決算額に計上していないもの	5	5	—
	市町等からの補助金受入用口座、振替用口座などに経緯不明の残金があるもの	8	15	佐世保西、猶興館、小浜、長崎明誠、佐世保特支、虹の原特支
決算書未作成、監査未実施など不適切な会計処理が行われているもの	予算書又は事業計画を作成していないもの	4	13	—
	他会計で負担すべき経費を負担していたもの	3	3	—
	決算書を作成していないもの	8	12	佐世保西、宇久、小浜、島原農業、ろう学校、鶴南特支、希望が丘特支、諫早特支
	決算書の記載に不備があるもの	1	1	—
	現金の管理が不十分なもの（簿外管理しているもの、学校諸費として取り扱うことなく教職員が現金を管理して	2	2	清峰、虹の原特支

	いるものなど)			
	監査を実施していないもの	20	139	20校
	教職員が行った立替払に対する精算が遅延しているもの	1	1	—
	預金口座の銀行印と通帳を同じ場所に保管しているもの	3	51	—
会則未整備、 委員会未実施 など意思決定 が適切になさ れていないもの	学校諸費検討委員会設置要綱を策定していないもの	1	3	上対馬
	学校諸費検討委員会を実施していないもの、保護者からの徴収額について委員会で審議していないもの	7	26	—
	徴収金額、会計の設置目的（積立根拠、用途）などについて会則に規定がないもの	13	24	—
	保護者に監査結果及び決算の報告を行っていないもの	19	113	—
その他	P T A雇用職員の労働者名簿や賃金台帳が作成されていないもの、P T A雇用職員に令和6年度契約更新時に無期転換申込みに関する事項を明示していないものなど	4	6	長崎北陽台、猶興館、大村城南
	兼職許可の手続などに不備があるもの	1	2	小浜
	学校制服等の売買契約書の記載に不備があるもの	1	—	—
執行体制に不備があった県立学校数及び会計数（純計）		20	222	20校、154会計
		(100%)	(58.0%)	(100%、40.2%)

注（１）一つの県立学校や一つの会計で複数の事例があるため、各事案の県立学校数及び会計数を合計しても「執行体制に不備があった県立学校数及び会計数（純計）」や監査結果報告書第2の「2 指摘事項等の状況」で示した表と一致しない。

注（２）括弧書きは、監査の対象とした20校383会計（振替用口座などを含む。）に占める執行体制に不備があったもの及び指摘事項と整理したものの割合である。

注（３）「学校制服等の売買契約書の記載に不備があるもの」は、会計を設置していない学校指定物品に関する事例である。

ついては、児童生徒又は保護者が自らのために個人負担する「私費」であることを踏まえ、透明性を確保し、説明責任を果たすべく、次の点について対策を講じられたい。

- ① 教育庁において定期的な実態調査等を行う専門部署を創設するなど私費会計に対する調査・指導体制を整備すること。 [教育政策課、教育環境整備課]
- ② 今回の監査で見受けられた事例や昨年の不適切な会計処理事案の再発を防ぐため、マニュアルの改正を行うなどの対策を講じ、各県立学校へ周知を図ること。 [教育環境整備課]
- ③ 労務管理に関しては、P T A雇用職員の労働者名簿や賃金台帳が作成されていないもの、P T A雇用職員に令和6年度契約更新時に無期転換申込みに関する事項を明示していないものなどが見受けられたため、労働基準法等に遵守した適正な事務が行われるよう、P T A等に働きかけを行うことについてマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図ること。 [教育環境整備課]
- ④ 各種団体から学校への補助金受入口座に経緯不明な残金が保管されていた事例を踏まえて、補助金を適切に処理、管理するようマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知するとともに、県からの補助金交付先である長崎県高等学校体育連盟や長崎県高等学校文化連盟をはじめとした各種団体へ、各県立学校の口座残金の確認を十分に行うよう、所管課において併せて指導すること。 [教育環境整備課、学芸文化課、体育保健課]

## 令和6年度財政援助団体等監査結果

### 第1 監査の概要

令和6年度における財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

#### 1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

#### 2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

#### 3 監査の対象

別紙のとおり

#### 4 監査の着眼点

財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

#### 5 監査の実施内容

監査対象団体から提出された資料等を基に監査対象の出納その他の事務の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

##### (1) 監査対象期間

令和5年度

##### (2) 監査対象団体及び実施日

令和6年8月8日から令和7年2月14日までの期間において、24団体を対象として実施した。

区 分	出資団体	公の施設の 指定管理者	補助等 団 体	合 計
今年度監査 対象団体	8	5	11	24

対象団体、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

### 第2 監査の結果

#### 1 総 括

監査の結果、財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動内容については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正、改善等を要する事項が認められたので、該当した団体及び主務課において適切に対応されたい。

#### 2 指摘事項等件数

区 分	指摘事項		指導事項		意 見		合 計	
	団体数	件 数	団体数	件 数	団体数	件 数	団体数	件 数
団体に対するもの	1	1	5	6	0	0	6	7
主務課に対するもの	0	0	3	4	3	3	6	7
合 計	—	1	—	10	—	3	—	14

※ 監査結果は、次の区分により取り扱う。

##### (1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの

- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの
- (2) 指導事項  
指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの
- (3) 意見
  - ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
  - ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

3 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

①長崎県立国見高等学校寄宿舎運営協議会 【補助等団体】

<寄宿舎会計の預金の管理について>

監査対象である令和5年度補助金の額の確定に係る事務手続は適切に行われていたものの、寄宿舎会計の預金口座において、管理が極めて不十分であったため不適正な入出金が繰り返し行われており、また、令和4年度以前においても、出納簿と預金通帳の確認が行われておらず不適正な入出金が繰り返されていたので、適正な預金の管理に努めること。

(2) 意見

①公益財団法人 長崎県国際交流協会 【出資団体】

<中期経営計画の進捗状況について> (対象：国際課)

「国際理解講座」「ボランティアの登録・育成」「ながさき国際協力・交流フェスティバル」及び「日本文化体験教室」については、年度目標が未達成となっており、今後県内においても外国人住民の増加が想定されるため、各事業の参加者を増やすための工夫が必要となっていることから、県においても事業効果が十分発揮されるよう、協会への助言等の支援を継続されたい。

②特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会 【公の施設の指定管理者】

<次期公募に向けた指定管理の在り方について> (対象：生涯学習課)

今期の指定管理契約期間においては、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う利用者数の減少や食堂運営費の上昇等、契約時に想定していなかった状況変化に伴う経費負担増が指定管理者の運営準備金で殆ど賅われているので、次期公募に向けて収支両面からの検証を行い、提供すべきサービス内容の精査に努められたい。

③長崎県立国見高等学校寄宿舎運営協議会 【補助等団体】

<寄宿舎運営費補助金に係る実績確認について> (対象：教育環境整備課)

主務課において、監査対象である令和5年度補助金の額の確定に係る事務手続は適切に行われていたものの、寄宿舎会計の預金口座において、管理が極めて不十分であったため、不適正な入出金が繰り返し行われていたので、今後は団体に対し、現地調査の実施や会計規程の改正などの指導監督を行うことにより、不正の再発防止に向けた取組を進められたい。

4 指導事項

項 目		団 体 数	件 数
団 体	会 計 処 理	2	3
	契 約	1	1
	補 助 金	1	1
	現 金 等 管 理	1	1
	小 計	5	6
主 務 課	補 助 金	1	1
	指 定 管 理	2	3
	小 計	3	4
合 計		—	10

(別紙)

## 令和6年度財政援助団体等監査の実施状況(24団体)

## 1 企画部関係(1団体)

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 ながさき地域政策研究所	令和6年12月16日	出 資	出資率 81.4%	558,368,965円	砺山 祐実 堤 典子

## 2 総務部関係(1団体)

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県公立大学法人	令和7年1月24日	出 資	出資率 100%	15,566,566,100円	下田 芳之 砺山 祐実 大場 博文 堤 典子
		交付金	長崎県公立大学法人運営費交付金	2,024,720,600円	
		補助金	長崎県公立大学法人施設整備事業費補助金	1,055,996,853円	

## 3 地域振興部関係(1団体)

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県空港活性化推進協議会	書面監査	補助金	長崎県航空路線利用促進強化事業費補助金	4,925,491円	-
		補助金	長崎県航空路線臨時便運航対策事業費補助金	30,909,273円	
		補助金	長崎県航空路線誘致対策事業費補助金	14,718,038円	
		補助金	長崎県国際航空路線利用促進強化事業費補助金	15,606,414円	
		補助金	長崎県国際定期航空路線安定運航支援事業費補助金	6,807,000円	

## 4 文化観光国際部関係(1団体)

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 長崎県国際交流協会	令和6年12月16日	出 資	出資率 91.1%	767,830,000円	下田 芳之 大場 博文
		補助金	公益財団法人長崎県国際交流協会事業費補助金	20,073,144円	

## 5 県民生活環境部関係(2団体)

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 県民ボランティア振興基金	令和6年12月16日	出 資	出資率 100%	100,000,000円	砺山 祐実 堤 典子
一般財団法人 長崎県浄化槽協会	書面監査	出 資	出資率 48.4%	15,000,000円	-

## 6 福祉保健部関係（2団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
一般社団法人 長崎県視覚障害者協会	書面監査	指定管理	長崎県視覚障害者情報センターの指定管理業務	24,139,000円	—
医療法人 恵会	書面監査	補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（病院内保育所運営事業）	8,356,000円	—

## 7 福祉保健部子ども政策局関係（1団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県青少年育成県民会議	書面監査	補助金	ココロねっこ運動推進事業費補助金	15,621,000円	—
		補助金	「こどもは宝」子育て応援強化事業費補助金	1,969,000円	

## 8 産業労働部関係（4団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県食料産業クラスター協議会	書面監査	補助金	長崎県食料産業活性化促進事業費補助金	30,824,000円	—
特定非営利活動法人 長崎海洋産業クラスター形成推進協議会	書面監査	補助金	海洋エネルギー関連産業創出促進事業補助金	11,855,000円	—
長崎商工会議所	書面監査	補助金	長崎県小規模事業者経営支援事業費補助金	120,517,074円	—
		補助金	長崎県小規模事業者支援計画推進補助金	720,833円	
平戸商工会議所	書面監査	補助金	長崎県小規模事業者経営支援事業費補助金	30,002,000円	—
		補助金	長崎県小規模事業者支援計画推進補助金	825,000円	

## 9 農林部関係（2団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益社団法人 長崎県林業公社	書面監査	出資	出資率 94.8%	51,000,000円	—
		補助金	長崎県造林事業補助金	616,623,500円	
		補助金	長崎県森林整備法人利子助成金	47,711,000円	
		貸付金	長崎県林業開発促進資金	173,075,000円	
雲仙市有害鳥獣被害防止対策協議会	書面監査	補助金	ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	10,551,400円	—
		補助金	長崎県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	55,140円	

10 土木部関係（1団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県道路公社	令和6年12月16日	出 資	出資率 100%	6,895,000,000円	砺山 祐実 堤 典子
		債務保証	金融機関融資に係る債務保証	31,500,000円	

11 教育庁関係（8団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 長崎県育英会	令和6年12月16日	出 資	出資率 59.1%	13,000,000円	下田 芳之 大場 博文
		補助金	長崎県育英会事務費補助金	45,493,000円	
特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推 進協会	令和7年1月23日	指定管理	長崎県立佐世保青少年の天地、長崎 県立千々石少年自然の家、長崎県立 世知原少年自然の家の指定管理業務	176,167,000円	砺山 祐実 堤 典子
対馬青年の家施設運営協 会	書面監査	指定管理	長崎県立対馬青年の家の指定管理業 務	15,084,000円	—
長崎DS・スポーツ協会 グループ	令和6年12月16日	指定管理	長崎県立総合体育館、長崎県営野球 場、長崎県小江原射撃場の指定管理 業務	220,460,271円	下田 芳之 大場 博文
公益財団法人 佐世保市スポーツ協会	書面監査	指定管理	長崎県立武道館、長崎県立総合体育 館県北トレーニング室の指定管理業 務	23,173,991円	—
国見高等学校寄宿舎運営 協議会	令和6年12月16日	補助金	長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助 金	7,500,000円	下田 芳之 砺山 祐実 大場 博文 堤 典子
長崎県高等学校体育連盟	書面監査	補助金	長崎県高等学校体育連盟事業費補助 金	74,442,257円	—
長崎県中学校体育連盟	書面監査	補助金	長崎県中学校体育連盟事業費補助金	17,288,210円	—

※監査委員欄には、実地監査を行った委員名を記載している。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト  
クイック  
プリン  
ト